

令和3年 6月 8日開会
令和3年 6月16日閉会
(定例第4回)

田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

目 次

第1号（6月8日）

告 示	1
招集議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局出席職員者職氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
一般質問	5
1 番 南 一成議員	5
3 番 河内 賀寿議員	10
8 番 瀬石 公夫議員	15
10 番 高月 義夫議員	22
2 番 内山 昌晃議員	29
5 番 落合 祥二議員	37
9 番 國本 悦郎議員	43
4 番 伊村 渉議員	51
11 番 神田 栄治議員	52
7 番 西本 篤史議員	56
議案第29号	61
議案第30号	61
議案第31号	61
議案第32号	61
議案第33号	61
議案第34号	61
散 会	63
署 名	64

第2号（6月16日）

議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 5
出席議員	6 6
欠席議員	6 6
事務局出席職員職氏名	6 6
説明のため出席した者の職氏名	6 7
開　　会	6 7
会議録署名議員の指名	6 7
議案第29号	6 7
議案第30号	6 7
議案第31号	6 7
議案第32号	6 7
議案第33号	6 7
議案第34号	6 7
議案第35号	6 9
議案第36号	7 0
閉会中の継続調査（特定事件）について	7 0
閉　　会	7 1
署　　名	7 2

田布施町告示第 25 号

令和 3 年第 4 回田布施町議会定例会を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、次のとおり招集する。

令和 3 年 5 月 28 日

田布施町長 東 浩二

- 1 期 日 令和 3 年 6 月 8 日
2 場 所 田布施町議会議事堂

○開会日に応招した議員

南	一成議員	内山	昌晃議員
河内	賀寿議員	伊村	渉議員
落合	祥二議員	谷村	善彦議員
西本	篤史議員	瀬石	公夫議員
國本	悦郎議員	高月	義夫議員
神田	栄治議員	松田	規久夫議員

○6 月 16 日に応招した議員

なし

○応招しなかった議員

なし

令和３年 第４回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第１日）

令和３年６月８日（火曜日）

議事日程（第１号）

令和３年６月８日 午前９時００分開会

- 日程第１ 会議録署名議員の指名
日程第２ 会期の決定
日程第３ 諸般の報告
 例月出納検査の報告
 報告第１号
 繰越明許費の報告について（令和２年度田布施町一般会計予算）
 報告第２号
 繰越明許費の報告について（令和２年度田布施町下水道事業特別会計予算）
日程第４ 一 般 質 問
日程第５ 議案第２９号
 令和３年度田布施町一般会計補正予算（第２号）議定について
日程第６ 議案第３０号
 令和３年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第７ 議案第３１号
 令和３年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第８ 議案第３２号
 令和３年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定について
日程第９ 議案第３３号
 田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正について
日程第１０ 議案第３４号
 田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第１ 会議録署名議員の指名
日程第２ 会期の決定
日程第３ 諸般の報告
 例月出納検査の報告
 報告第１号
 繰越明許費の報告について（令和２年度田布施町一般会計予算）
 報告第２号
 繰越明許費の報告について（令和２年度田布施町下水道事業特別会計予算）
日程第４ 一 般 質 問
日程第５ 議案第２９号

- 令和３年度田布施町一般会計補正予算（第２号）議定について
- 日程第６ 議案第３０号
- 令和３年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定について
- 日程第７ 議案第３１号
- 令和３年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定について
- 日程第８ 議案第３２号
- 令和３年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定について
- 日程第９ 議案第３３号
- 田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第１０ 議案第３４号
- 田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について

出席議員（１２名）

１番	南 一成議員	２番	内山 昌晃議員
３番	河内 賀寿議員	４番	伊村 渉議員
５番	落合 祥二議員	６番	谷村 善彦議員
７番	西本 篤史議員	８番	瀬石 公夫議員
９番	國本 悦郎議員	１０番	高月 義夫議員
１１番	神田 栄治議員	１２番	松田規久夫議員

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長代理	亀田 典志君	書記	福本 俊明君
		書記	外山 紬君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君

経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会 計 室 長	江良 和美君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	増原 慎一君	建 設 課 技 幹	吉藤 功治君
健康保険課主幹	山本むつみ君	選挙管理委員長	岩本 宏司君
選挙管理委員会事務局長	堀 昌子君	代表監査委員	常見 京平君

午前 9 時 0 0 分開会
(ベル)

○議長（松田規久夫議員） 令和 3 年第 4 回田布施町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（松田規久夫議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、國本悦郎議員、高月義夫議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定

○議長（松田規久夫議員） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 16 日までの 9 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は 6 月 16 日まで、9 日間に決定しました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（松田規久夫議員） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本日は、例月出納検査の結果報告のため、常見代表監査委員に出席を求めています。例月出納検査の報告を求めます。常見代表監査委員。

○代表監査委員（常見 京平君） 瀬石監査委員と私の 2 名で実施いたしました例月出納検査の結果について御報告申し上げます。

令和 3 年 3 月、4 月及び 5 月末における一般会計、特別会計、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金の状況は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

歳計実績表、収入書、支出命令書、預金通帳などについて検査いたしました結果、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めましたので御報告申し上げます。

以上であります。

○議長（松田規久夫議員） 次に、報告第 1 号繰越明許費の報告について（令和 2 年度田布施町一般会計予算）及び報告第 2 号繰越明許費の報告について（令和 2 年度田布施町下水道事業特別会計予算）の 2 件の報告を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、2 件の報告事項について、その概要を御説明を申し上げます。

まず、報告第 1 号は、本年 3 月定例会で議決いただきました令和 2 年度田布施町一般会計補正予算（第 8 号）における繰越明許費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書により報告するものでございます。

繰越事業は23件でございまして、池沼埋立事業、中央地域防災センター基本設計等事業、庁舎等環境衛生整備事業、サテライトオフィス等推進事業、新生児特別給付金事業、公立保育園環境衛生整備事業、学校施設環境衛生整備事業、社会教育施設環境衛生整備事業、個人番号カード利用環境整備事業、城南保育園整備事業、ため池緊急防災体制整備促進事業、町道新設改良事業、洪水ハザードマップ作成事業、河川改修事業、町営砂田住宅跡地整理事業、小学校保健特別対策事業、小学校ICT整備事業、中学校保健特別対策事業、中学校ICT整備事業、給食配送車購入事業、スポーツセンター設備整備事業、農業用施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業の23件で、翌年度への繰越額の総額は3億1,516万9,000円でございます。

なお、各事業の繰越しの概要、繰越し理由、完成予定時期については繰越明細書に掲載しております。

次の報告第2号につきましても、本年3月定例会で議決いただきました令和2年度田布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）における繰越明許費について、繰越計算書により報告するものでございます。

翌年度への繰越額は2,846万7,000円で、繰越しの概要、繰越し理由、完成予定時期は繰越明細書に掲載しております。

以上で、報告を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 地方自治法第121条の規定により、本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名は、お手元に配付の文書のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．一般質問

○議長（松田規久夫議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。南一成議員。

○議員（1番 南 一成議員） 初めての一般質問で少々緊張しておりますが、よろしくお願いします。

まず最初に、選挙投票日の投票時間について、一問一答方式で岩本選挙管理委員長、お願いします。

さきの町議会選挙は、コロナ禍の中、選挙管理委員会及び町職員には大変お世話になりました。現在、選挙投票日の投票時間は、11の投票所で午前7時から午後8時までとなっております。これ以外の投票は、4日間、期日前投票が、ここの役場の庁舎の1階で行っておりますけれども、午前8時半から午後8時までという時間でしております。この期日前投票は、直近3回の町議会選挙における投票率で15.8%、17.1%、21.0%と毎回投票率が上がっております。

しかしながら、選挙投票日当日の午後6時から7時の1時間の投票数は273票から169票、そして午後7時から午後8時までの1時間は102票から72票に減少しております。直近の最後の1時間は投票所にばらつきはあるとは思いますが、平均をすれば1会場6.5人という人数でございます。その後の開票作業等も考えれば、選挙の事務、そして立会人等の費用等の削減を図るために終了時間を短縮してはいかがでしょうか。

しかしながら、投票は、選挙は大事なものでございますので、一人でも多く投票していただく必要があります。特に若年層の投票率を上げるために、または関心を持たせるためにいろんな方法はあると思いますが、一つの方法として期日前投票及び投票所の立会人に若者を多く採用し関心を高めるのはいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（松田規久夫議員） 岩本選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） 選挙投票日の投票時間についてお答えいたします。

昨年9月定例会でも清神前議員より御質問いただき、その後、選挙管理委員会内でも当該時間短縮

の実現に向けて前向きに協議を進めております。

ただ、その中で大きな課題と捉えているのが、時間短縮に伴う有権者の投票時間の損失です。御指摘のとおり、期日前投票制度もかなり浸透してきており、18時以降の投票者数も減少の一途をたどっております。

しかし、令和3年、今年2月の町議会議員選挙のように、当日18時以降に241名の方が投票されている事実であり、その時間帯でしか投票が行えない方も一定数おられるのではないかと思います。投票は国民に与えられた権利である、拙速な時間短縮により、いろいろな時間的制約がある有権者の投票機会を損なわせることにならないかという点で、もう少し議論が必要ではないかと考えております。

当委員会としては、引き続き近隣市町と情報連携を行い、町内の有権者の皆様の意見をお聞きしながら検討してまいります。今しばらく時間を頂ければと思いますので御理解のほどお願いいたします。

また、若者の投票機会の投票率アップについてでございますが、若者の投票率向上の取組として、平成29年度から山口県選挙管理委員会と連携し、毎年、町内の高校生を対象とした選挙に関する出前講座を実施し、理解を深める行動をしております。

また、令和元年7月の参議院議員選挙時は、選挙管理委員会による街頭啓発活動として、マックスバリュ田布施店前にて、買物にいられた主婦層等に向けて啓発物品物資の配付とともに投票の呼びかけを行っております。このときも、もし家族で若い人がおられれば、ぜひ高校生とかそういう人の呼びかけを一緒をお願いしております。

また、立会人の高校生とか若者選任ということもあります。これについても、平成28年の7月の参議院選挙より18歳に選挙年齢が引き下げられ、以降、若年層の投票率向上も全国的に課題となっております。立会人等に選任することで高校生内部からの選挙に触れてもらいたい、興味を持ってもらいたいということは、今後の投票意識の向上につながると思われ、当委員会にとっても大変有意義なことであると考えます。

しかし、現在の新型コロナウイルスが終息しない今は、とにかく感染症対策が最重要課題であり、長時間、不特定多数の人と接することになる選挙事務については、どうしても感染リスクを高めると思われ、現状、高校生などの雇用をすることは困難と思われま。

いずれにしても、選管の委員会ですから、私一人でお答えするべきではないと思いますけれども、この委員会においても、いずれにしても、今の質問のあったことについては前向きに検討はしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） ありがとうございます。今、お答えを頂きましたけれども、委員会としては引き続き近隣市町と情報連携を行い、町内の有権者の皆様の意見をお聞きし、ということがございましたが、現実なかなか委員会として個々の町民の方に聞くのは難しいと思いますので、どうでしょうか、アンケート等を取って、町民の意思はどうだろうかということも取るような気持ちがありますでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 岩本選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（岩本 宏司君） いずれにしても、委員会でありますので、先ほども言いましたように、そのような今言われたようなことは、この後、前向きに検討はして、いずれかの時期において時間短縮とかいろいろなことについても皆さんに、住民の方に周知徹底をし、いろんな方で議論させていただいて検討はしていきたいと思っております。すみませんが、よろしくお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） 私の個人的な意見になるかと思いますが、私の母は現在96歳、痴呆は入っておりません、認知は入っておりません。そういうことで選挙には今行っておりますが、た

だ、選挙当日に雨が降ったり寒かったりすると、なかなか動けないということで期日前投票に行っております。本人の体調がいいときにいつも行っております。したがって、選挙当日のことも考えますと、期日前投票で、少しでもPRして町民の方に広く投票に行ってもらうのがベターじゃないかなと私は思いますので、ひとつ、選挙管理委員会のほうもいろいろ検討をお願いできたらと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、その次の質問にまいりたいと思います。

次に、町役場の窓口における接遇、それとか手続のワンストップ化について、東町長、お願いします。

町民が様々な用件で役場に出向いたときに、職員は用件を聞き、担当する窓口案内をし、そして対応する職員はスムーズにその処理をする、または電話したときの対応など、役所に不慣れな町民は、そのときに接遇をした職員によって役場全体のイメージが変わります。様々です。

私自身、約30年前に民間企業より転職されました職員との電話対応で、今までの役場におけるイメージがいいほうに変わりました。民間企業でも様々な接遇研修をしておりますけれども、残念なことに利用者から評判がよくても、お金を扱う窓口は5年以内には他の市町に異動させ、顧客との密接な関係はないように図っております。

今、役場の職員は、今日もありましたが4割程度は町外より勤務されていると聞いております。基本的には、退職するまでは田布施町以外に異動はしません。したがって、日常の業務の中で町民と親しく接しておれば、よりよい関係が築けると思います。

そして、窓口、現在では国も推進しておりますが、マイナンバーコーナー、マイナンバーを普及するために、そのコーナーが設置されてスムーズな対応ができております。これは大変いいことと思います。好評でございます。

しかしながら、コロナ禍の中、葬儀があつて、遠くにいて子供が帰れずに、その死亡に伴う手続を高齢な遺族が担当窓口へ何度も訪問することがすごく負担になっていることがあります。

したがって、コロナ禍だけではないんですが、どんどん高齢化しておりますので、そういう高齢な夫婦で、片方がそういう手続をするのが大変だと思いますので、「お悔やみコーナー」を開設してはいかがでしょうか。そのお悔やみコーナーも看板を掲げてやれば一目瞭然で、「ここに行けばいいな」というのが分かると思います。

今、健康保険課にそれらしき窓口があります。そこで公的年金、介護保険、後期高齢、資産税、納税関係など、ワンストップで対応してはいかがでしょうかという提案でございます。町長、よろしくお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

議員の御質問にありますように、近年では町外から通勤する職員が増えております。町内在住の職員であれば、自治会活動を通して地元の方との触れ合う機会がありますけれども、町外在住ですと、どうしてもそうした機会は少なくなってしまう。

しかし、あくまで職員ですから、仕事やボランティア活動等を通じて、住民の皆さんと一緒に明るいまちづくりをつくっていくということが目的であろうというふうに思います。

私は、仕事等を通じて、住民の皆さんに愛され、地域に貢献できる職員を育ててまいりたいと思っております。経験年数の浅い職員も多くなっておりますので、議員の皆様方にも御協力をお願いしたいと思います。

さて、お悔やみコーナーの開設とワンストップで対応するための看板等の設置についてでございます。御質問のように、死亡の際の手続はどうしても、多くの方にお聞きしますと、「分からない」「めんどうだ」ということ、昔からよくお聞きしております。複雑多岐にわたるようなケースもあつて、関係手続をワンストップで行える、お悔やみコーナーのような場所ができれば、私もいいなとい

うふうにずっと昔から考えておりました。

しかしながら、御承知のように、今1階のフロアというのが狭く、かつ、扱う事務が年々、もう10年前と全く違う業務が主要になっているような係もございますので、現時点では、お悔やみコーナーとして設けるということではできませんが、この点は御了承いただきたいというふうに考えます。

そのために、出生や死亡の手続で来庁された方には、どのような手続をどの窓口で行う必要があるのかを説明した案内文書を策定してお渡しし、その上で来庁者の方に窓口を移っていただくのではなくて、関係する職員のほうが参りまして、全ての手続がそこで完了するようにいたしております。

なお、現在の窓口案内は目線よりも少し高い位置にありますために、分かりやすい表示や御案内の方法等については、今後、一生懸命頑張ってまいります。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） ありがとうございます。私も経験はしたんですが、コーナーとしては開設しておりませんが、死亡による案内は、こういうふうに、これとこれをやってくださいというのはいただきました。ぜひ、今後も、少しでも町民の方が手続しに来て、どこ行ったらいいじやろうかと思って迷うて、いろんなところで聞いてトラブルがないように、ひとつ、お願いできたらと思います。

そして、接遇の関係ですが、今日も4人の新しい新人が入れましたが、恐らく山口県全体として公務員の接遇の研修は受けると思います。私たち町会議員もいろんな研修も受けてはおりますけれども、ある程度、3年、5年、10年たった職員だとか、恐らく上司、課長、幹部クラスから、いろんなOJTにおける研修ちゅうか指導は受けとると思いますが、そういうある程度、段階的な研修体系というのは町としても取られている状況でございましょうか、そういう質問、お願いしたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、御質問にございましたような研修というのは、セミナーパークを中心に行っておりますが、係長、課長、それぞれの職階に応じた研修を行ってまいりますので、最初は直接来庁された方への対応、もう少し進んでいきますと、そういったものを指導する立場の研修、研修の内容が変わってまいりますけども、やらさせていただきます。

少し不足しているなど感じますのは、先ほど議員がおっしゃいましたような民間のそういう進んだ、本当にすばらしい内容も研修の中へ入れてみたらどうかというのは、どうしても公務員同士で研修というのが行われますと、見ておりまして、もう一歩前に行けないかなというものもありますので、それにつきましては町独自の研修等、また考えていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） 今ありましたが、私も常々思っておりますのが、私の元おった職場もそうですが、同じメンバーでの同じ職種での研修は当たり前ですが、それ以上に他の業者、全然違う業者からの研修を受けるのが、やはり目からうろこが落ちることがありました。したがって、民間、今ちょうどコロナ禍でキャビンアテンダントちゅうんですか、の方がいろいろ仕事があぶれているということがありますが、そういう接遇に特化した人を、ひとつ、講師に呼んで、意識改革も必要かなと思いますので、よろしくお願いします。

時間の関係ありますので、最後の質問に行きます。

次に、高齢者の買物サービスについて、東町長、お願いします。

町では高齢者が気軽に買物されるように、ワゴン車による自宅と田布施駅等の指定された乗降場所に送迎するサービスで、1回が500円、往復で1,000円のサービスをしています。これは当然、人が動きますから、病院に行ったりいろんなこともできると思います。これは行政のサービスですけれども、町の財政も限りがあります。

そこで、民間企業を活用し、買物弱者を少しでも減らしてはいかがでしょうか。例えば、民間企業の移動店舗車を自治会の班単位、5人から10人で希望があれば、行政がその間を取り持って、曜日とか時間とか駐車場所を決めて店舗車を派遣することで、ある意味、利用者、町民も喜ぶし、町も経済負担もないし、業者も潤うという形で三方よしではないでしょうか。

実際に私の住んでいる地区でも、独り暮らしの高齢者が、生活協同組合コープやまぐちに相談をしまして、毎週土曜日に店舗車が今来ております。そこには高齢者が五、六人集まって、買物が済んでも、世間話をずうっと1時間ぐらいして触れ合いもしております。そういうこともありますので、行政がなかなか民間との接点を持つのは難しいかもしれませんが、そういう検討もお願いできたらと思いますので質問いたします。町長、お願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

3点目は、高齢者の買物等の支援策についてでございます。

自家用車の普及に伴い、公共交通も衰退し、高齢者の方の買物や受診などの移動手段の確保は全国的な課題となっております。

御質問にありますように、買物に関しましては、近年、民間の業者による移動販売が行われており、店舗までの移動が必要なしに効率よく買物することができますので、大変便利なサービスと考えております。町内や近隣でも幾つかの業者が移動販売を行われておりますので、ある程度の人数が集まり、停車の場所がありましたら、巡回していただくことも可能と考えております。これまでも、地域包括支援センター等で高齢者から相談を受けた際に移動販売の紹介もしており、既に町内で利用されているところが幾つかあると聞いております。

また、麻里府地区では週3回程度、決まった場所に移動販売車が停車し、近くの人などが買物をされていると聞いてもおります。このほか、町内のデイサービス事業所では曜日を決めて移動販売車に来ていただき、デイサービスの利用者などに利用していただき、喜ばれておると聞いております。

町といたしましても、このような移動販売は効率的であると考えており、住民の方の集う場所や、いきいき百歳体操の場に来ていただくことなども考えております。

また、各公民館単位で地域住民が地域の課題や生活支援などに取り組む協議体などで移動販売車の利用を検討しているところでございますが、昨年から新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、城南地区や麻郷地区での協議体の立ち上げや勉強会がたびたび中止となり、活動もなかなか進めることができておりません。町ではワクチン接種を円滑に進め、一日も早くこれまでの生活を取り戻して、地域の協議なども安心して進められるように取り組んでいきたいと思っております。

いずれにいたしましても、移動販売車は高齢者の外出のきっかけになり、地域の交流の場が生まれることで介護予防にもつながりますため、民間の力を有効に活用できるよう多方面の意見をお聞きし、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 南議員。

○議員（1番 南 一成議員） ありがとうございます。前向きに検討いただくということで回答を伺っております。

ひとつ、この買物だけではなくて、様々な生活に密着したことにつきまして、行政も当然必要でしょうが、民間企業の活用も、ぜひ町のほうも検討していただいて、行政のほうの財政が少しでも潤滑に回るように検討いただけたらと思いますし、また、いろいろ提案事もさせていただきますのでよろしくをお願いします。

時間はちょっとまだ早いですが、以上で、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（松田規久夫議員） 南一成議員の一般質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 河内賀寿議員。

○議員（３番 河内 賀寿議員） 前回３月議会には、風邪のきつい病気で用意していた一般質問ができず、私としては残念でした。質問に関連した方には、申し訳ないことをいたしました。健康は大切でございます。

それでは、一般質問いたします。質問は３問、質問形式は一問一答で、質問の相手はいずれも東町長でお願いいたします。

質問事項の１、新町史編さんの進み具合はということで、町長、お願いいたします。

以前、苦勞され完成した田布施町史がリニューアルされます。内容も新しくなり、作成メンバーも決められたとのことでした。新しい町史の編さんの進み具合はどうでしょうか。内容など分かる範囲で、簡単でいいですから、説明をお願いいたします。

前は題字が中村町長であり、冒頭の挨拶、そして編さん委員の方々も当時のそうそうたる役職のメンバーのようです。前作は、昭和６０年新町制３０周年記念事業としての制作です。ちゃんと読むと、田布施の知らない歴史など、よく調べ、よく作られているなど感心します。

新作では、当時調べた歴史などはそのままに、役場周辺の発展など新しいことが記載されるのでしょうか。完成は何月何日までというようなことなど決まっていれば楽しみもありますし、じっくりするから、そこまでは未定ですなど、分かる範囲で御説明などお願いいたします。じゃあ、町長、よろしくをお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

田布施町史平成版の編集の進み具合と、その内容についてのお尋ねであります。

まず、編集事業につきましては、昨年からコンサルタント事業を実施し、同時に事業者の選定方法や全体の計画等の内容について、庁内にワーキングチームをつくり準備を進めてまいっております。

現在の進捗状況でございますが、田布施町史平成版編集公募型プロポーザル事業として、４月１３日に町ホームページで公募を開始し、企画提案書を締め切った後、５月の２６日にウェブ会議で企画審査会、プレゼンテーションでございますが、これを既に実施をいたしております。この結果、株式会社ぎょうせい中国支社を選定しているところでございまして、今現在、契約に向けて詳細を詰めているという段階でございます。

次に、町史の内容についてでございますが、現在、各課に平成の資料の調査や精査を依頼しており、今後、庁舎内外に資料収集の依頼、提供を行い、資料の回収、整理、また、全体構成や執筆要領、目次案の決定を行い、原稿執筆、内容精査、校正等スケジュールに沿って進めていく予定といたしております。

なお、編集期間は令和３年度から令和６年度までの４年間とし、全体のページ数、現在のところ大体４００ページで計画をいたしております。令和７年１月に発刊する予定でございまして、成果品は現在のところ３００部といたしております。

以上でございます。

○議員（３番 河内 賀寿議員） ありがとうございます。あの、立派なね、田布施町史ができることを祈っております。

これ、前回の立派なやつですけど、読ましていただくというか、まあすごく詳しくされていまして、びっくりしたぐらいでございます。前読んでも、さすがに忘れてしまって、久しぶりにちょっと開いてみたら、さらにすごくよく調べておってだなと思いますので、内容の歴史に関しては前回の立派な、でかい、このすばらしい書物の中に書いてあるやつを引用されるのだと思いますけど、さすがに、最近、この中央南のほうとか、どんどん整備されたやつとかの写真なり説明が入るのかなと思って、その辺の解釈なり書き方も、それこそ編さんの方の力の見せどころというか、立派なものになると思いますので、ぜひ田布施がすごいもんだなと思えるような立派な、ここにいてよかったなと思うような

立派な本になるように期待しております。

これは、聞く関係というか、正直うまくできよるのかなというのを聞いてみたい経緯の説明でございましたので。

町長、あれですか、今の若い方とかが、この前のときのこともちょっと携わっちゃったかどうか分からないですけど、どんなですか、意気込みとか、頑張ってる感じされますか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、資料収集等入ったばかりでございますので、郷土館の方とか関係者の方、本当によくやっていただいていると思います。

いずれにいたしましても、今度作りますのは平成の時代のものでございますので、現在あるものの因果関係を全部整理していくと、最初から全部作り直すということにもなってしまいますし、まず大変な費用もかかりますので、現在あります町史はもうそのままと申しましょうか、それに新しい形で加えていくというのが、私個人としてはいいのかなと思います。

そして、気をつけたいのは、これからそれを読まれる方は、10年、20年後ぐらいの方が読んでいただくときに、どういう観点で整理をしたらいいのかなというのは、少しそういう将来の目線も考えて、作成も印刷だけでなくデータでとか、いろんな利用ができるような形も、難しい著作権とかいろいろ制限もあるようでございますが、柔軟なもので、多くの方にいろんな機会に見ていただけるようなものにしたいということで指示はいたしております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） 町長以下、関連の方、本当頑張っていたいただければと思います。

この本文を読んでというか、物すごく立派なんですけど、関連された方々が、本当にもう当時のいろんな立派な方がやられてすごいというのが実感でして、個人的と言いますが、私が議会に初めて入ったときからいろいろお世話になりました高川議員さんの名前もここに入っておられまして、町会議員もそういう形で協力とかもあったんだと。ほかの町議の方も何人も書かれていましたので、田布施の方全員、いろんな方が協力して作るもんなんだというのが実感でございます。

ぜひ、いいのができるようにということで、経過を、今日は説明を聞いたということでございます。いいの、本当によろしく願います。では、2問目に行きますので、今後とも、それに関してはよろしく願います。

第2問目は、入り口に総合案内受付を設置してはということで、町長、よろしく願います。

以前から、役場に用事があり、職員に気づいてもらえず、初めは声もかけてもらえなかったという体験談を複数聞きました。挨拶の徹底など、既にされているとは思いますが、不快な思いを持たれないよう、さらなる職員教育の徹底をお願いします。

見落とし忘れなどないよう、役場入り口に総合案内受付を設置してはどうでしょうか。現在のマイナンバーコーナーを兼務とすれば、場所がないという問題にもなりません。ほかの市町村からの転入される方など、入り口に人がいる受付案内コーナーがあるのが常識だと考えておられる方も多いはず。役場入り口横に案内看板を見て来られればいいと考えるのは役場側からの感覚であり、見ずに入られる方も多いはずでございます。人の案内というのは必要だと思います。各課の方が交代で案内役をされれば、人員の問題はないと思います。

町長、よろしく願います。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

かねてより職員に対しましては、先ほどの御質問もありましたけども、挨拶の徹底をはじめ接遇に当たっての心得について周知し、指導しております。

大変よく頑張ってる職員で、よくやっていただくという声もお聞きいたしますが、議員御質問のよ

うに、そういった残念だったという声を、私のところへ複数聞いております。そういうことがないように、一瞬の気も緩めずに対応してほしいというのは、かねがね職員にも指導しているところでございます。職員それぞれが公務員としての資質を身につけ自覚を持てば、それがマナーであるとか、窓口等での的確な対応につながるというふうに考えておりますので、引き続き、職員の教育について進めてまいりたいと考えています。

一方、ベテラン職員が退職し、どうしても、職場に一生懸命だ、仕事に一生懸命だという余裕のない経験の浅い職員が増えているのも確かでございますので、組織として、その辺をどうカバーしていくかというのも十分対応していきたいというふうに考えております。

今、御質問にありますように、窓口で迷われているような方がいらっしゃったら、すぐ御案内をしてというのが、全員が共通認識を持って取り組むというふうな組織的な対応をしていただきたいというふうに行っております。

そういった意味も含めまして、今年度の人事評価にそういった観点の評価を、自分はやっているんだけど他人から見てどうなんかなという目線も必要だろうと思いますので、人事評価とか目標達成の中に、レベルが違いますけれども、そういったものを評価項目に追加させていただいて、職員全体でもう一回やろうということで提案をしているところでございます。

最後に御提案の総合案内所の受付でございますが、先ほどの御質問にもお答えしましたが、1階フロアというのがやっぱり手狭でございます。マイナナンバーも、今、窓口のほうでやっておりますが、マイナポイントは裏玄関のところへですね。本来、そういったサービスというのはあってはならないと思いますが、コロナ禍の中で集中してということはいけませんので分散をしておりますが、当然役場として対応しなければならない業務が1階フロアの中で完結していないというのも事実でございますので、総合案内所のコーナーをスペース的に取るというのは非常に難しいというふうに思っております。

電算のシステムを、総合窓口ができれば、そこに全部の権限を集めて、そうすると端末で全ての機械が対応できるということがあれば一番いいわけですが、なかなかそういうシステムを、お客さんに待っていただくフロアがどうしても必要になってまいりますので、そうすると5人、6人の方がストレスなく、密にならずに待っていただくスペースというのは、現時点ではもういっぱいでございますので、なかなか難しいということがございますので、1階会議室等の事務所の利用等も含めて、また考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） ありがとうございます。

結局、よその役場なり何なり、もうすごくスペースのでかい建物の場合はですね、行ったら、女の職員さんみたいなのが座られて、受付とか案内窓口みたいなものになっていて、どこの課に行きたいというだけで考えて入っていますので、まずは聞いてみようと思って聞いたら、どこです、3階です、何階の何やら課ですねとか、よくね詳しく、詳しくというか課を説明されて、そこで詳しいことを聞いてくださいというのが、徳山とか行ったときもそうでしたけど、そういうもんだなと思って。田布施役場は、さすがにそういうでかい建物でもないし、世の中のでかい建物とかいうのは、女の方がこう専門で、そういう受付というのがあるんだなという、そういうのを大分前に経験したんですけど。その方がずっと常駐なのか、それとも課の人が1日ごとに変えて、交代しよってかまでは、ちょっと分かんないんですけど。

割と役場に行くという、普通の人の感覚でまあめったに来るところじゃなくて、よほど何かの課に用があることぐらいでのことで来るぐらいで、やっぱり役場ってそうしょっちゅう来るわけじゃないので、やっぱり来たときにどこに行こうかって。それで、やっぱりあっち見て、こっち見て、どうなんだろうかと、やっぱり見たときに窓口で聞くのが一番いいなと思いながら来られる方、多いと思うん

ですよ。

で、そういうふうにして、たまたま、そのときはいろんな方が出入りがあって、職員の方も手いっぱい、その方にどうしても声をかける暇もなかったという表現もないですけど、どうしてもできなかった、僅かなミスという表現はあれですけど、その忙しい度によって、その方がそのときのタイミングで相手にできなかったというのが、やっぱりその人には分かんないですけど、そういう感じが結構あったのかもしれませんが、ニュアンスの受け取り方で町民の方なり、そう感じられたと思うパターンが多いと思うんですけど。それはもう職員の方、日頃から一生懸命やられていると思うんですけど、そのときの忙しい度によってどうしても相手にできなかったということがあろうと思うんですけど、やはり常駐で受付の方、入り口から入って来られた方は何課に用が当たっているのかを専門で見る人というのがおいたら解消はできると思うんですよ。それは私、前から思っていたんですけど。

もちろん下のマイナンバーのコーナーにはなってますけど、マイナンバーの方って、そんなね、こう何十人も毎回こう待って、列をして順番待っている方って、そんなに見たような記憶はないので。まあ結局、マイナンバーカードの受付にはなっていますが、上に総合受付というのを、入られる方の、迷っている方を専門に見る方という表現もあれですけど、私はいいんじゃないかなと思うんですけど。まあ場所もですし、確保もですけど、プレートを一つされればいいかな、どうかなと思いますけど、いかがでしょう。町長、まあちょっと多少重なっているかもしれませんが、いかがでしょう。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃいますように、あればいいというふうに思います。

確かにそうなんですが、役場の玄関から入られて、すぐ会計室があって、住民係があって、ずうっとあの列から見ると、以前はあの3分の1くらいが待合スペースだったんです。それぐらい役場の業務少なかったです。昔の町役場を御存じの方は、3分の1くらいは待合フロアのようになっておりますのでいいと思うんですが、やはりパスポートが来て、マイナンバーが来て、介護保険が始まって、いろんなその福祉のサービスも始まって、やっぱり端末もどんどん増えてきて、なかなかスペース的に厳しいということがございます。

ですから、今、人が動いて解消しようということでやっておりますが、1点あるとすると、3月、4月のお客さんの多いときに、そういう腕章をして案内係ということで、そういう来庁者に対応が難しいというときはそういった者を配置をしてというのは考えられると思いますが、通常、開庁時間にずっと常にそこに立っておるというだけの、お客さん来られない時期もございますので、町としてはそういった今までの対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） 今のアイデアとして、腕章で、受付なりね、その課の説明なり、まあ書き方、ちょっと今ぴんときなかつたんですけどね、そういう総合案内説明とか書いてあるその腕章、いいアイデアだと思いますね。ちょうど忙しい時期というのは、大体まあ役場の忙しい時期というのは皆さんがよく分かっておられるので、その頃、やっぱりね、それこそ交代で入り口付近を、そういう時間帯じゃないかなというのを、腕章の方がおられるというのはね、課のこんな常設みたいになんとかちゃんとつくるわけじゃなくて、それもいいかなと思いますね。やはり安心しますからね。やっぱり役場って、こう入ると、入るといって何となくちょっと敷居を高く感じられる方もあって、ちょっと不安に思われて来られる方もやっぱりおると思います。だから、そういうのを、腕章の方見つけたら、やっぱり声をかけやすいと思いますので、それ、ぜひいいんじゃないかなと思います。

まあそのほかのね、それこそ常設のプレート、その他はまた検討していただければと思いますけど、腕章はいいと思いますので、ぜひ忙しいときとかの見落としとかで、たまたまそういう感覚を持たれたら本当ね残念でございますので、ぜひそれはよろしく願いいたします。それで十分いいんじゃないかなと思いますので、またよろしく願いします。

それでは、もう3問目に行きます。

第3問目は、コロナワクチン全町民に接種、いつまでの予定になりますかということで、これも町長、よろしくお願いいたします。

高齢者からのコロナワクチン接種が本町でも始められています。全町民接種まで、いつまでの予定になりそうでしょうか。新型コロナウイルスへの対応など、今後、別の予定になるかもしれませんが、現状の説明をお願いします。

なお、まあコロナ関係の質問は、今後の議員の一般質問でもありますので、私の質問はコロナ接種についての中心の質問といたします。

じゃあ、町長、よろしくお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

現在、全国でワクチン接種が進められておりますが、本町におきましては町内医療機関の多大な協力、積極的な協力を頂きながら、現在65歳以上の高齢者の接種を進めております。県内でも、本当トップクラスで、順調に進んでおるといふふうに考えております。

1点目でございますが、全町民への接種についてでございますが、疾患やアレルギー症状などにより接種が受けることができない方もたくさんおられますし、接種を、まだどうしようかというふうに考えていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、100%になるということはないというふうに考えておりますが、おおむね全町民への接種を10月には終えたいと、今、思っております。

現在の予定で十分対応できると、もう少しピッチを早められればと思いますが、やはり電話等混乱をしてもいけませんし、医療機関に非常に協力していただいておりますので、医療機関の通常業務が混乱するということがあってははいけませんので、集団接種と個別接種の割合を考えながらやっているところでございます。

現状といたしましては、既にホームページに掲載はいたしましたが、今週発行の広報に掲載をいたしますが、今月から基礎疾患のある方、そして60歳から64歳の方、介護サービス事業者などへの集団接種の予約を受け付けております。

なお、個別接種につきましては、6月21日から各医療機関で受付を開始いたします。集団接種は6月下旬から、個別接種は7月から実施予定といたしております。

その後、申込みの状況を勘案しながら、何回も申し上げますが、電話等でトラブルなり御迷惑をかけないようなことを十分配慮しながら、順次、優先段階を決めて、全体の接種スケジュールも接種グループも、できるだけ早くお示しをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） 今の町長の御説明でも分かるように、田布施の町の皆さん、スムーズにね、ちゃんとなっているみたいでございますので。

まあ日本全国の人にもね、テレビの報道を見ますと、皆さん、すごく理路整然というか、ちゃんとお並びになり、時間を待つなり、早くから来られるというのはですけど、すごくね、日本ですごくそういうことが、教育とは思いますが、なんかきちっとする民族なんだなと思いながらテレビを見ますが、田布施の方もね、皆さん、ほんとう、ちゃんとう順番なり、予約なりをきちっとされているんだろうなと思います。

疾患のある方、その他いろいろ状況があって100%になるのは難しいのは分かるんですけど、ま、ほぼおおむねうまくいくパターンもある、パターンという表現があるんですかね、いい感じになると思います。

私も、この質問前にやられて、高齢者の方、もう80近い方とかにどんなでしたかといういろいろ聞いてみましたが、人によってそれぞれ、痛かったとか痛くなかったとか、どうもなかったとか、熱が

ちょっと出ぎみになったとか、2回目に関しては特に言われるというので聞いてみましたが、おおむね、そんなにでもないみたいで、皆さん、いろいろよく調べて行かれているみたいでございました。で、あのテレビでも報道しておりましたが、あの熱が出る方も結構あるみたいで……。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員、ワクチン接種のことっていうふうに的を絞られたのはいいんですが、何が聞きたいかというのを簡潔に質問してください。2問目もそうでした。言いたいことを。

○議員（3番 河内 賀寿議員） 熱に関してのとか、病院に解熱剤とかも事前に持って帰られてはど
うですかとかいう説明とかもちゃんとされるかどうかを、ちょっと聞いてみたいということでござい
ます。お願いします。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 接種後のことにつきましては医療機関等のほうで対応していただい
ておりますので、ちょっとこちらで対応とかいうのは行っておりません。

○議長（松田規久夫議員） 河内議員。

○議員（3番 河内 賀寿議員） まあその辺はね、医療の方が十分説明なりされると思いますので、
頑張ってくださいと思います。

今の説明で、町も十分対応されているということでございますので、ワクチンに関してはこれで終
わりたいと思いますので、ぜひ、また皆さん頑張ってくださいと思います。

これで、私の質問は終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、河内賀寿議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩します。10分間の休憩、換気としますので、掲示板の時計で
10時10分まで。よろしくお願いします。

午前10時01分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。瀬石公夫議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） それでは、私は通告のとおり3件の質問を行います。質問方式は一
問一答でお願いします。

質問事項の1は、災害に強いまちづくり・山づくり・川づくり・海づくりについてです。答弁者は
町長でお願いします。それでは一般質問を行います。

今年は記録的な早さで梅雨入りし、大気が不安定な状況が長期化する可能性があるという警戒を呼びか
けている。これから台風が発生する季節までは洪水や土砂災害などの自然災害が最も発生しやすい時
期となった。防災、減災、国土強靱化の取り組みは、災害の多い日本では大変重要と思う。そうした
ことで、ふだんからハード面での災害に強いまちづくり・山づくり・川づくり・海づくりが計画的に
進められていることが必要であり、災害危険箇所の予防事業は迅速に行われているか。そこで、次の
ことをお尋ねします。

1、本町、一本松地区の浸水は解消されたか。

2、小規模治山事業の採択基準は、また、事業希望者には十分対応できているか。

3、灸川はたびたび氾濫水位となり避難情報が出されるが解消されたか。また、奈良台川の氾濫、
麻郷公民館前の冠水の対応は。

4、海岸部の津波、高潮対策の進捗状況は。

以上、お尋ねします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の本町、一本松地区の浸水についてでございますが、本町地区の浸水につきましては、

水路改修後、計画雨量１時間当たり５５ミリの雨が降っておりませんが、昨年の７月豪雨時にも浸水はいたしていません。

次に、一本松地区の雨水貯水施設は平成２６年度に完成し、１、５００立米を貯留することが可能でございます。以前は１時間に１５ミリ程度の降雨で浸水しておりましたが、設置後は２０ミリから３０ミリ程度の降雨にも対応できるようになっております。しかしながら、最近は集中豪雨が多発しておりますので、２０ミリ、３０ミリがたくさん、連日のように降るということになってきておりますので、そういった雨量でも浸水する場合はあるというふうに聞いております。

また、貯水した雨水は薬師川の水位が下がるまでは放流できませんので、連続した降雨の場合は対応することができません。そのため町としては、貯留した雨水を田布施川へ放流する計画を現在進めておるところでございます。

次に、２点目の小規模治山事業の採択基準は、また、事業希望者には十分対応できているのかというお尋ねでございます。

この小規模治山事業につきましては、山口県の事業採択を受け実施する事業で、県の治山事業補助金交付要綱の採択要件では、１か所の工事費が２００万円以上６００万円未満、そして人家２戸以上など、直接災害を与えるおそれがあると認められるものでなければなりません。この２つの要件に該当しなければ事業として採択はされません。事業希望者につきましては、事業についてのこうした要件や概要、負担金のことなどを説明し、採択要件を満たしておれば事業実施をいたしております。

次に、３点目は灸川、奈良台川、平田川についてでございます。

灸川の避難情報の発令につきましては、しゅんせつを行ったことにより、一時期に比べますと氾濫危険水位を超えることは少なくなりましたが、潮位や雨量の関係で氾濫危険水位を超えることもあります。そのため、河川管理者である県に、昨日もしゅんせつのお願いを強く行ったところでございます。

また、田布施町でも、氾濫危険水位に近づきますとパトロールを行い、現場の状況を確認して、避難情報等の検討を行っております。

次に奈良台川につきましては、昨年７月に氾濫いたしました、その後、県が付近のしゅんせつを行い、引き続き今年もしゅんせつを行うというふうに聞いております。

次に、麻郷公民館前の冠水につきましては、県に確認いたしましたところ、県道の道路改良工事完了後は道路の排水工事が完了するため、冠水はなくなるのではないかと聞いております。

４点目の高潮対策の進捗状況でございますが、この事業は国の農村漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備事業の採択を受け、総事業費９億４、４００万円で護岸改良３８５メートル、胸壁４７０メートル、陸閘２０基の整備を平成２３年からスタートいたしております。

令和２年度末の工事進捗状況でございますが、胸壁４１４メートルと陸閘１０基が完成済みで、進捗率は約３５％になっております。今年度は、漁協の荷さばき所の陸閘１基を予定しており、進捗率は約４０％になると考えております。

なお、工事実施に当たり、国、県に対して、毎年度予算要求はいたしておりますが、平成２６年頃から要求額の４割程度しか国から配分がない、内示がないという状態が続いておりまして、このため進捗も影響を受け、かなり遅れていることから、できるだけ早期の完成に向けて、引き続き国、県に対して強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） 一本松の浸水地域でございますが、あそこへ中学校の地下に大きな貯水庫を造っておりますが、それは雨が降ってもためるだけで、今、出るところがない。先ほどの説明で、水位が下がったらポンプでくみ出すと、また同じ川にくみ出すと、そういうことで砂田のところを通過して田布施川にヒューム管で排水するように以前から計画があったと思うんですが、これをまず、用地買収もあると思いますが、そのあたりをどうにか早くしないと、やはり一本松地区は浸かる

んじゃないかと思うんですが、その辺の進み具合というのはどうですかね、用地交渉と。

○議長（松田規久夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 今御指摘のですね、田布施川へ雨水を排水する件でございますけれども、地権者の方とお話はできるものの、なかなか合意に至らないというのが現状でございます。また、今年もですね、もし用地交渉等が成立したならば、すぐに契約ができるように予算も計上しております。なかなか難しい状況でございます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） 私もちよっとその方を知っているんで、用地買収には誠意を持って応えられれば応じないこともないというような言い方ではありますが、努力をよろしくお願いします。なかなか用地交渉ちゅうのは難しいもんでございまして、ひとつよろしく、前向きに進めていただきたいと思います。

それと、小規模治山事業でございますが、県の採択要件はよく分かるわけなんですけど、麻郷地区のことなんですけど、個人の裏山が崩壊して、町や国に相談すると、裏の山が崩れたわけです。ほんなら、その土地の所有者がいないと。これ、私も最初はこんなことがあるんかと思ったが、実際そういう所有者がいなくて土地なんです。そういう場合は誰が直さんにやいけんのか。誰も所有者がなければ、国、町の責任じゃないんかとか、いろいろ考えるわけですが、まあこの事業をどのようにして、災害を防ぐために、まあこれはもう災害事実が起きかけちゃうんじやから予防事業としてやらなきゃいけない。本人も、治山事業の負担金ぐらいなら用意する意思はあるというように私はお聞きしているんですが、誰の所有者もいない、そういうことが本当にあるんか。

それと、そういう場合は、やっぱり町、国で、ある程度支援をしなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、以上お聞きします。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） それでは、お答えさせていただきます。

要件については御承知のとおりということでございます。で、この事業につきましては、当然、県の事業でございますので、土地所有者の同意が必ず必要になって、県が採択するという事業でございますが、御承知のとこの件につきましては、確かに所有者不明、全く空白地帯という現状も承っておりますが、現状のところですね、対策の今しようがないというのが現状でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） 対策が必要になれば真剣に考えていただきたいと思います。麻郷地区には昔、戦時中のいろんなことがあって、そういう文献図もない、日本のどこにも記述していない燃料庫等があったということで、ちょっと難しいところがあると思いますが、本当非常に本人困っておられるんで、ひとつよろしく願いいたします。

それと次に、この災害等に備えて田布施中央地区の地域の防災センター仮称が計画されておりますが、その中に町の災害対策本部、防災意識啓発の場として活用するとされております。災害、有事はいつ起こるか分からない、早急な建設が肝要と思っております。設計の基本設計や国庫補助、地方債の申請の進捗状況はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（松田規久夫議員） 川添副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 防災センターの事業ですけれども、実は緊急防災事業債という起債で１００％の財源を使って、２７年から令和２年までの事業だったんです。２７年から令和２年ということは、令和２年までに事業着手をしていなければ対象にならないということで、庁内でいろいろ協議をしまして、できるだけ早く防災センターをやるということで準備をしていたら、国のほうが令和２年から令和７年までの延長をしてくれました。これに基づきましたので、若干時間的余裕ができました関係上、基本計画のほうを今準備していますので、この議会の最終日に皆さんに基本計画のほう

をお見せをして、防災センターの概要の御説明をさせていただきたいというふうに思います。

事業としては、一応解体も含んだ事業になりますので、移転も含めて、今まで御説明してきたとおり、中央公民館の中の事務所を3階に移転したり、社協も移転したりして、そういった作業があつて、令和4年末で一応完成さすということで進めております。100%の起債で70%の交付税算入ということなんで、単純に言えば7割の補助がもらえる事業を選択しているということでございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 大体分かりました。それで事業は、これは国のほうじゃ、もう、これは認められちゃうんですか、採択されとるんですか。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 事務的な手続は、一応県と事前に協議をして、採択は国が採択をするんですけども、ある程度、県の事前協議で了解が出れば、なかなか覆ることがないというふうに聞いていますので、事前段階で了解をある程度得ていますので、その辺は大丈夫だというふうに考えています。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 地方交付税が70%の算入ということで、町のほうは3割だけ出しやいいということなんで、ぜひ進めていただきたいとこのように思うわけです。迅速に、災害はいつ起こるか分からないので、よろしくお願いいたします。

それと、災害危険箇所の予防事業も迅速に、財政的な、いろいろと制約もございましょうが、危険箇所というのは大体分かるんで、なるべく予算を県、国のほうに申請されて早くしていただきたいと思います。

以上で、1点目の質問は終わります。

次に、2点目の質問に移ります。

質問事項は、新型コロナウイルス感染症対策についてです。答弁者は町長でお願いします。それでは、一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症については、都市部を中心に全国的に感染が拡大しており、山口県も非常に強い感染力を持つ変異株が猛威を振るい、県内各地でクラスターが相次いで発生している。

こうした中、山口県では新型コロナ感染拡大防止集中対策を実施し、県外との往来の自粛、外出機会の半減、感染予防対策の徹底など、住民には厳しい生活が余儀なくされており、一日も早い終息が待ち望まれている。こうしたことで、次のことをお尋ねする。

1、国は高齢者のワクチン接種を7月末までの完了を求めているが、本町の状況は。また、64歳以下はいつから接種を開始されるのか。

2、コロナウイルスの主流は感染力の強い変異ウイルスに置き換わってきているが、ワクチンの効果は。

3、事務所内の感染が発生しているが、役場内ではコピー機、パソコン、エレベーターのスイッチ、ドアノブ等、不特定の人が触るところの消毒は行われているか。

4、長引くコロナ禍により影響を受けている方々への支援は十分行われているか。

以上、お聞きいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

現在、本町では医療機関の積極的な御協力もあり、順調にワクチン接種が進んでおり、まずは65歳以上の高齢者への接種を7月には終えたいと考えております。そして6月中に1回目の接種を終える予定の方は8割を超えております。心身の状態により、受けることができない方が一定数ございますので、100%にはなってまいりません。既に予約申し込みも落ち着いてまいりましたので、今月から基礎疾患のある方、そして60歳から64歳の方の予約を開始いたします。

2点目は、変異ウイルスに対するワクチンの効果でございますが、ワクチンの有効性に関する相談は、山口県ワクチン接種専門相談センターになります。厚生労働省ホームページに、一般論として、「ウイルスは絶えず変異を起こしていくもので、小さな変異でワクチンの効果がなくなることはない」というふうにされております。

3点目は、不特定多数の人が触れる場所への消毒についてでございます。

現在、受付窓口の亚克力板、テーブル、そして来客用の筆記用具、眼鏡等は1日2回消毒を行っており、複数の職員が使用する電話機や電算機のマウス、キーボードにつきましても、毎日小まめに消毒を行っております。また、コピー機やエレベーターのスイッチにつきましても、機械器具や液晶画面に対応したクリーニングティッシュ等で拭き取りを実施をいたしております。

4点目は、長引くコロナ禍により影響を受けている方々への支援についてでございます。

本年度の本町独自の対策といたし、地域応援商品券を全ての住民の方に配付するとともに、子育て世帯の生活を支援することを目的に、18歳までの子供さんに子育て応援商品券を配付することにしており、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている地域経済の活性化を図るとともに、家計における生活応援や地域消費の喚起を行うこととしており、さらに追加の対策についても現在準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） コロナ禍が長引く中、町内の小売店、飲食業者等の話を聞くと、こんな事業にも影響があるのかと驚いているところでございます。こんなところというたら、葬式や法事もないというようなことで、ずるずるずるずるいろんなものが影響しているんだなというようなことを思いました。それで売上げ減少に苦しい経営となっている方々が多いと、そのように言っておられました、大変だと。昨年のように事業者向けの支援が、また必要と、これから、と思いますが、どのように今後お考えでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 瀬石議員御指摘のとおり、広い範囲に長期間にわたって影響が続いております、やはり小売、飲食等の方々も1年程度ということで我慢されてきたようにも最初聞いておりますが、もう2年にわたりそうだとすることもございます。

ワクチン等、本町の場合、若い方にも夏場には接種することが可能でございますので、その辺の本町としての影響は減少してくると思いますが、全国的に見ますと今年度いっぱいぐらいワクチンの接種が行われて、やっぱり抗体ができますのがそれから少し時間がかかりますことから、町といたしましては、先ほど申し上げましたように追加の経済対策を現在準備をいたしております。これは国の補正予算の関係で突発的に段階的に下りてきますから、全部1年まとめて、これだけのものということで提示していただければいいんでしょうが、小出しにこう頂くもんですから、町もその段階に応じてということでございますので、まずは商品券の準備に時間がかかりますもんですから、こちらのほうを先にさせていただいて、昨年行いましたいろんな事業につきましても再度検証して、現在準備を進めております。また、議会の方々からも御要望等ありましたらお聞きしたいと思ひますし、特に商工会との連携は一生懸命したいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） いろいろ支援を今までしていただいているんですが、これも今までは国からの補助、そういうものが来て、それを役場は配分するだけと言うちゃ大変御無礼なんじゃけど、配分するだけだったんですが。現在、財政基金は7億6,000万円あると。これはいつも私が、税金ちゅうのは町民からの預り金だから、そんなに残すことはないんじゃないか、いざちゅうときは金利が安いんだから借りりゃあいいんじゃないかということ、たびたび昔から申し上げたことがあるわけですが、何かがあったら、そういうときは困るからということで、それはそれで、そのとおりだ

ろうと思うわけです。今が本当の有事ということだろうと思うわけです。今度、国から補助が、いろんなひもつきの補助が来るけど、それに上乗せして、町民の生活を支援するような場に使っていただきたい。

また、このたび商品券ですかね、1人3,000円の商品券が配付されますが、またそういうことは非常に生活に困っておられる方は大変なので、町民1万5,000ですか、それから3,000円なら4,500万円、仮に5,000円としたら7,500万ですので、こういうときこそ財政基金を取り崩して町民のために政治を行っていただきたいと思いますが、お考えをもしよければ。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 議員おっしゃいますように、今、そんな時期じゃないかなというふうに感じております。

基金は現在7億、8億くらいありますけども、なくなるときは、小泉さんの三位一体改革のときには9億円が、3年間で3億切ってしまいました。そういう昔の苦い危機感と申しましょうか、警戒感というのは、財政というのは長期で見る必要がございますので、財政のほうは厳しい目で見ております。

一方、経済（ ）のほうにつきましては、やっぱり対策を打つということでございますので、関係課長を呼んで話をしましても、そのバランスをどう取っていくかということに終始をするところでございます。

今年、これまでの予算も、基金を取り崩しての予算にはいたしておりますが、少しですね、昨年の決算状況も見まして、少し基金も繰り入れながらやっていきたいというふうに思っておりますので、基金も使って、国の交付金も使って、バランスよく対応してまいりたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（8番 瀬石 公夫議員） 基金も7億6,000万、平成元年が8億1,000ぐらいですから、5,000万ぐらいは減っておりますが、まあまあ順調にあまり減らずにあるんで、ぜひよろしくお願いいたします。町民は平穏な生活を、いつ来るかと待ち望んでおりますので、それまでは支援をしていただきたいとこのように思っております。

それでは、3点目の質問を行います。

質問事項は、執行部及び議会のタブレット端末の導入についてです。答弁者は町長でお願いします。それでは、一般質問を行います。

国は、令和3年9月1日にデジタル化の推進を目的にデジタル庁を設置する予定であり、山口県は令和3年4月1日にデジタル推進局を設置し、デジタル技術で県民の暮らしをよりよくしたいとしている。こうしたことで、町議会のデジタル化は急務であり、タブレット端末の導入により紙資料の削減、過去データの検索及び情報共有のスピード化、会議運営の効率化など、町民に開かれた議会が期待できるため、議員勉強会でデジタル化について検討することとなった。そこで、次のことをお尋ねします。

- 1、タブレットの導入により紙資料が大幅に削減され、経費の軽減になると思うがどうか。
- 2、紙資料打ち出しの手間や紙資料配付の必要がなくなり、職員の働き方改革にもなるのではないかな。
- 3、新型コロナウイルスに伴う働き方の変化に対応し、テレワークやデジタル技術を活用した新しい働き方が必要では。
- 4、議会がタブレット端末を導入すると、必然的に執行部の議会出席者及び各課にはタブレット端末が必要となると思われるが対応可能か。

はい、よろしくお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

現下の新型コロナウイルス感染症の危機的な広がりの中で、民間企業でのテレワークやリモートによる事業などが進められてきております。

また、近年の通信技術の著しい進化と端末機器の性能の向上は目を見張るものがあり、今後、国のデジタル庁が設置されることを考えますと、地方自治体においてもＩＣＴ技術を活用した仕事や働き方改革の流れは加速化していくものと認識をいたしております。

御質問前段の町議会のデジタル化についてでございますが、既に全国的に議会にタブレット端末を導入済みであったり、導入についての研究、検討を進められている地方議会が多いように見受けられます。

そうした中で、まず１点目の御質問でございます紙資料の削減による経費の軽減についてでございますが、執行部から議会に提出する議案や資料のほとんどにつきましては、現在、職員が庁舎内の自動丁合いできる自動の印刷機等で印刷しており、外部には委託をしておりませんので、経費としては軽減効果は限定的かなというふうに感じます。

２点目の御質問にあります関係職員の負担軽減による働き方改革についてでございますが、議会資料自体の作成に時間はかかりますが、作成する段階でいろんな時間とか多くの職員が関わるわけでございますが、一方、印刷におきましては、例えば県議会等に比べますと印刷する部数、冊数も少なく、年４回程度の定例会への提出であれば影響はあまりないなというふうな実感でございます。

３番目の御質問にあるテレワークやデジタル技術を活用した新しい働き方ですが、テレワークにつきましては、職員はふだん、主に地方自治体専用回線で接続されたパソコンを使って仕事をしておりますので、庁舎内で限られたスペースの中での分散業務は可能となりますけれども、通常、一般的に言われます在宅でのテレワーク等には不向きと申しましょうか、適していないという状況でございます。

国においては、地方公共団体におけるテレワーク推進に対してセキュリティーの対策を十分踏まえた上で運用を求められており、特に個人情報を取り扱う事務においてはテレワークが望ましくない事務も既に想定がされております。本町においても、どういう事務がテレワークが可能か、よく判断をした上で導入についての検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

加えて、テレワークを行うためのセキュリティーを踏まえたシステム構築が新たに必要となり、多額の経費が発生する可能性もあり、さらにデジタルガバメント推進のため、９月から発足するデジタル庁の動きもあります。これらを踏まえながら調査研究を進めていく必要がございます。

最後の御質問でございますが、議会がタブレット端末を導入した場合の執行部の出席者と各課での端末の必要性についてでございます。

これにつきましては、当然、執行部側の出席者につきましては同じ、全員、端末が必要になるというふうに思います。加えて、各課につきましても端末を配備するとなると、端末経費のみならず、庁舎内に無線ＬＡＮを利用したネットワーク環境を構築する必要があり、そうした面では経費が発生するというふうに見込まれます。また、電子媒体での資料の取扱いルール策定や、サーバーへアップロードして動作確認等をする新たな職員の作業が必要になるのではないかと考えられます。

いずれにしても、議会へのタブレット端末導入についてはメリット・デメリット双方があると考えられますので、経費面や運用面等について十分検討いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） このタブレット端末ですが、この６月には山口県の政府要望が上京せずにオンラインビデオ、端末でＺｏｏｍを使って開催されました。これからはタブレット端末によるＺｏｏｍによる会議、陳情あるいは要望が多くなると思われます。そして、議会と庁舎の方々とも、タブレット端末さえ持っておれば、Ｚｏｏｍを使えば簡単にテレビ会議といいたしましょうか、オンライン会議ができると思うんですが。その辺はどうでしょうか。あまり経費はかからないと思うんですが、ひとつお聞かせください。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） そういったウェブ会議であれば、現在、県庁との会議も既に行っておりますので、新たな経費は、既に機器も導入しておりますので、そういう面であれば（ ）かと思いますが、議会のタブレット端末にどういう機能を持たせるべきかとなりますと、単なるリモート会議というだけにとどまりませんので、本来どういう目的でそのタブレットを使い、例えば紙ベースのものを一切廃止するのか、データだけでするのか、その辺の論議も必要になってまいりますので、根本論として議会の方向性を検討していただきたいというふうな実感でございます。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） 紙資料をなくするというのを私は先ほどから言っておりますが、経費の面もありますが、紙資料をなくするというのは脱炭素化、ノーカーボンということでSDGsの会社は、大企業はつくる責任、そして使う人は、特に公共団体なんかは使う責任もあると思うんです。そういうことを持続可能な社会をつくるのには。そういうことで、後ろ向きじゃなしに、そういう持続可能なSDGs、とにかく使う責任というものも特に行政は必要だと思いますが、どのように思われるか、所見を聞かせてください。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 当然、SDGsの推進については、国もそうでございますが、各自治体含めて、民間も、全体で進めていくものというふうに考えておりますので、そういう紙媒体のCO₂の削減、脱炭素化につきましては、当然そういうふうなことがあると思いますが、優先順位なり、その貢献度は慎重に論議していきたいと私は思っております。

○議長（松田規久夫議員） 瀬石議員。

○議員（８番 瀬石 公夫議員） これは、そうです。議会のほうでいろいろ研究することございまして、執行部とはその辺りはありますが、ぜひ協力をしていただきたいと、このように思っております。

私が特にタブレットの端末が必要だと思うのは、いろいろ、我々は紙資料でいっぱいもらうわけですね、資料を。そうすると、家にちゃんと本棚もあるのはあるんですけど、まあ並べきれん。こりゃあ要らないだろうちゅうみたいなのは下へ重ねて置いちょるんですが、いざ一般質問でもしようかと思ったら、書類探すのに半日、書くのが半日と大変な目に遭うんで、タブレットにすれば、検索を打ちさえすれば過去資料も過去の予算書も出てくるので、ぜひ、そういうことをやっていきたいと思っておりますので、町のほうも、ぜひ協力をよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、瀬石公夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） ここで暫時休憩とします。引き続きやれば長くなると思いますので、換気のために５分間の換気休憩とします。ですから、再開はあの時計で１０時５５分、１０時５５分再開といたします。よろしく申し上げます。

午前１０時５０分休憩

.....

午前１０時５５分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高月義夫議員。

○議員（１０番 高月 義夫議員） 高月義夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

執行部の皆様方、また、職員の皆様方におかれましては、コロナ禍の中での日々の業務、誠にお疲れさまでございます。皆様の御苦勞と町内の医療機関の御尽力により、コロナウイルスワクチン接種が順調に進んでいますことを感謝申し上げます。

本日、事前通告に基づきまして、3問質問させていただきます。一問一答で、東町長、よろしくお願いいたします。

まず1問目、第6次田布施町総合計画の実施についてです。

3月議会におきまして、田布施町の最上位計画である第6次田布施町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について議決いたしました。そのとき東町長より、町民、議会と一緒に着実に実行していく旨、答弁がありました。既に議決より3か月が経過いたしました。そこで、お尋ねいたします。

10か年にわたる第5次田布施町総合計画が昨年度終了。第5次田布施町総合計画を踏まえ、第6次田布施町総合計画を着実に実行しなければならないと思います。第5次総合計画の総括をお願いします。

2番目、第6次総合計画を町民、議会と一緒に着実に実行するには、どのような方法をお考えでしょうか。

3問目、議決後3か月、実施に向けた現在の進捗状況と今後のタイムスケジュールについてお聞きいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目は、第5次総合計画の総括についてのお尋ねでございます。

総合的な検証というものはいたしておりませんが、第6次総合計画の主要な施策を検討する際に、第5次総合計画に基づく、これまでの10年間の各事業における取り組みや今後の課題について、各課ヒアリングを何回も実施いたしました中で把握はいたしております。

その上に立って、今後5年間に必要な見直しや、新たな施策の追加を行うことで、今回の第6次総合計画を策定したところでございます。

この10年間で少子高齢化の進行、産業を取り巻く環境の変化など、町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、あらゆる分野に大きな影響をもたらしております。

そうした中、財政健全化を図り、総合計画の基本計画に基づく具体的かつ主要な事業計画を示す実施計画において、これを毎年ローリングをしながら実施計画調書を策定し、施策の検証を毎年行っておりま

す。これらの検証体制を運用しながら施策の事業を展開することで、第5次総合計画に掲げた6つの基本目標については、おおむね達成できたのではないかなと考えております。

なお、実施計画には約750の事業があり、各事業の課題、問題点、改善点、また、次年度以降の目標など見直しをしながら、その時々

の社会動向に対応した計画調書を策定しております。また、その他、総合計画との整合性を図るため、第1期田布施町まち・ひと・しごと総合戦略の諸施策や事業についても、毎年、主な戦略の取り組みと課題等を整理し、併せてアクションプランの評価検証も行っております。その過程で、必要であれば取り組みの見直しも行っているところでござい

ます。2点目は、第6次総合計画を町民、議会と一緒に着実に実行するための方法についてでございます。

まずは、第6次総合計画の内容を町民の皆様

に御理解いただくため、総合計画の概要版を明後日、10日に全戸配布することといたしております。そして、町民の皆様からの意向をしっかりと踏まえるため、これまで毎年、各地域ごとに実施してきた自治会長との意見交換会などを通じ、御意見、御要望を頂き、必要に応じ諸施策・事業などに反映させることといたしております。

また、議員の皆様とは総合計画を具現化していくため、議会においての御意見、御提言などを賜り、諸施策や事業の審議を引き続きお願いできればというふうに考えております。

なお、総合戦略に位置づけている施策については、今年度から、各課の予算要求の段階の前に地方

創生検討委員会の委員からの御意見、御提言を頂き、必要に応じて計画の見直し等を行っていただければと考えております。

3点目は、議決後3か月の進捗状況についてでございますが、第6次総合計画は、7つの基本目標の下、42の施策、123の取り組みを掲げており、町民の皆様や議員の皆様との協働によって諸施策・事業を進め、町の将来を創造していきたいと考えております。

お尋ねの進捗状況についてでございますが、2月28日の全員協議会で第6次田布施町総合計画の7つの基本計画に沿った当初予算の主な諸施策の概要について御説明いたしました。まずは令和3年度予算に計上した諸施策や事業をしっかりと執行してまいりたいと思います。

また、令和7年度を目標とする今後5年間、町民の皆様、議会と一緒に着実に実行していくまちづくりができればと考えております。努力いたします。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

一つは、この総合計画は、私たち議員もしっかり計画を読ませていただいております。1点、職員一人一人に周知徹底を図られているのかどうか、これが一番大きなことだと思います。各部署でいろんな目標があるかと思います。ただ、みんなが共有することというのがすごく大事になってくるんじゃないかと思うんですけれども、その点、1つお伺いいたします。

また、1つの目標に対して多くの部署が関わるといような目標になっております、今の設定です。こういった場合の各部署にまたがる場合の調整方法といいますか、対処方法というのをお聞かせいただきたいと思います。

そして最後、もう一つ、昨年、田布施農工高等学校の生徒さんと田布施の役場の若手職員による、たぶせview会議が行われております。このview会議、大変有意義なことだと私自身は思っております。今後もぜひ続けていただきたいと思っておりますけれども、今後の開催される予定というのはいかがでしょうか。

以上3点、お願いいたします。4点ですか、お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） それではですね、第6次の総合計画、今回作成させていただいたわけなんです、職員一人一人に周知をとということでございます。

先ほど町長からございましたけど、町民には、あさって、10日に概要版お配りします。また、職員には、全職員142名には概要版と全本編を配って、その点周知もしていきたいというふうに思っております。また、そういう施策も、その中でも共有していければと思います。

また、多くの部署が、確かにこの総合計画、関わっているものでございます。その調整、体制ということでございます。先ほど町長の答弁にもございましたが、実施計画というものを毎年ローリングさせながら、それを事業化したり、予算化しない施策、制度もございますが、その中でヒアリングを行いながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

最後に、たぶせview会議についてでございます。昨年、株式会社ぎょうせいとの協力も頂きながら開催させていただきましたが、今年度についても、一応、町独自の事業としてやっていこうというふうに私は今思っております。田布施農工高校とも、今調整しているところでございます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） ありがとうございます。着実にこれは進めていかなければいけない大切な計画でありまして、ぜひとも、議会ともしっかり協力させていただきながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

その中で1点、先ほど町長さんからの答弁の中に実施計画調書というお話がございました。ぜひ、この調書、できれば議会のほうにも回していただけたらというふうに思います。どうぞよろしくお願い

いたします。

それでは、続いて第2問目にまいります。

田布施町のホームページについてです。

現在、田布施町では、全町へ光ケーブル網の整備を急速に進められています。いわゆるネット型社会が田布施町に整いつつある現状です。私たちが何か情報を得ようとするとき、スマートフォンやパソコンをお持ちの方は手軽に検索をかけ、情報を得ることができると思います。

町は町民に情報を伝える手段としてホームページや、登録している方は田布施町防犯・防災メール、小中学校の保護者は各学校の一斉メールなど、ほぼネットを通じた緊急型や対象者限定型の情報伝達が多くなっていると思います。そのほかには、紙面による広報たぶせや議会だより、公民館だよりなどがあります。

また、ふるさとである田布施町以外に住まわれている方にとっては、ふるさとの情報や母校の様子を得る手段としては、町のホームページが頼りであると感じています。

つまり、町としては、町の思いや考え、施策などをホームページ上に掲載し、情報発信して見てもらうことにより、正しく思いや考えを知ってもらう広報としての機能、そして町としての様々な計画の資料を町民に提供するという機能、町民の皆さんの感想や意見の窓口としての機能があると思います。

昨年、7,100万円を超える額のふるさと寄附金が寄せられました。ホームページを見て寄附下さった方も多くいらっしゃるのではないかと思います。田布施町に心を寄せていただく多くの方にも、田布施町のまちづくりの情熱をお伝えできるのがホームページだろうと思っています。ホームページは、今や町運営の総合戦略の一つと私は考えます。

そこでお尋ねします。

田布施町のホームページへ取り組む目的と意義を教えてください。

ホームページの管理はどこでされていますか。

ホームページへの1年間、そして1か月の平均のアクセス数は。

また、内容の更新は、どのようにされておりますか。

各部署、ホームページ担当はいますか。

ホームページに載せる記事は、各課で話し合い決められていますか。

以上6問、お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

田布施町の公式ホームページは平成12年11月に開設し、行政からの情報がいつでもどこでも見ることができる媒体として、これまで運用してまいりました。

現在、ホームページの管理運用は企画財政課で行っており、ホームページを作成するコンテンツマネジメントシステムの保守管理は、富士通JAPAN株式会社に委託をして行っております。

お尋ねの年間アクセス数は、令和2年度におきましてはトップページについては36万9,998件、月平均約3万800件、各掲載ページの総合計は109万5,307件、月平均6万1,300件となっております。

ホームページの作成につきましては、専門的なプログラムの習得を行わずとも作成できるコンテンツマネジメントシステムを導入しており、マニュアルの整備や庁内における操作不明点の問合せ対応等は企画財政課が行っており、各事務担当がワードなどの文書作成システムや、エクセルなどの表計算ソフトに準じて作成できる環境といたしております。その基盤の上で、ホームページに掲載されるそれぞれの情報の内容については、掲載の可否も含めて各課それぞれで対応を行い、掲載の承認については、各所管の課長が行っております。

また、各課にホームページの担当者は配置しておりません。ホームページ上に情報を最終的に公開

する段階で、企画財政課によるレイアウト等のチェックは行っております。

ホームページはデジタル社会において重要な情報発信ツールであり、それゆえ、システム上の攻撃を受けやすいものでもございます。そのため、セキュリティにおける備えが重要視されており、本町においても、システムそのものの保守体制の充実はもちろん、山口県の全市町と運営している山口県セキュリティクラウドによる監視等も受けており、安全なシステム運用に努めております。引き続き、適時、適切な情報を提供し、安定したホームページの運用に今後も努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（１０番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

今、御答弁の中で、各課のホームページの担当者、配置しておられないということでした。

実は、よく検索をかけて、ホームページ——、田布施に限らず、ほかのところもそうなんですけれども——、見るのが非常に多いわけでございます。その中で、現在の田布施町のホームページ、情報伝達ということ、広報としても、その機能を十分果たしているかという疑問がちょっとあるわけでございます。それぞれの項目、しっかり更新されているところもあれば、２０１９年が最新のまま止まっているところもいろいろ見受けることがあります。本当に残念なところであるわけでございますけれども、そういったところをしっかりと補っていただきたいということと、また、先ほどたぶせview会議、田布施農工高等学校さんとの連携という意味で大変意義深いことではあったわけなんですけれども、ホームページにも、また広報たぶせにも、その記事というものが載っておりませんでした。検索をかけて、なかなかないというようなことでございました。

ただ、本当にこのような大事な出来事、町民にしっかり知っていただくということ、町としても知ってもらうということの努力をしなければいけないというふうに私自身は思っております。いろいろなイベントというのは町の空気感を変える力があると私自身は思っているわけなんですけれども、ただ、これは町民にそのことを知らせなければいけないということだというふうに思うわけでございます。そういったところも踏まえて、いかがでございましょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） まず１点目の情報伝達の中で、ホームページ等、更新されていないという件でございます。本当に申し訳ないと思っております。各課でホームページ自体管理しているところなんで、各課のほうに課長会議等を通じて更新するよう、その辺り周知していきたいと思っております。

また、たぶせview会議のようなそういうこと、イベント等もホームページ、広報たぶせで出していないということもございます。これについても、できる限り、紙面等の制限もございますけど掲載をさせていただきたいと思っています。

また、たぶせview会議については、本日、皆様にお配りしている総合計画の裏——、総合計画にもございますけど——、これ全世帯に配るもので、裏にたぶせview会議のことも記載させていただいております。こういう形で、いろんな機会を通じて情報伝達できたらなというふうに、そういうふうに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（１０番 高月 義夫議員） このたぶせview会議ですね、検索をかけたところ、唯一出てくるところがございました。それは田布施農工高等学校のホームページでございました。農工ニュースというところに掲載されております、写真付きで掲載をされておったわけでございます。なかなか町のホームページ、写真が少ないというので、ちょっと以前、担当課の方にお話ししたときに、いろいろ制約があるんだというお話がございました。ただ、本当に農工さんがこれだけしっかり田布施町と連携してやっていますということ載せていただいているのに、町として載っていないというのはどうなのかなということをやっと疑問が湧いたわけでございます。

その農工さんのホームページの中で、「田布施町役場と株式会社ぎょうせいをお招きして第1回たぶせview会議を開催しました」というふうに書かれておりました。議会のほうにも、3月議会で、たぶせview会議の報告書というものを頂きました。その中に株式会社ぎょうせいという名前というものは全然書かれていなかったわけでございますけれども、このたぶせview会議というのは、このぎょうせいさんが企画、発案をされたものなんでしょうか。そういうところもあってホームページに出されていないのかなという気がちょっとしたものですから、今質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 森課長。

○企画財政課長（森 清君） たぶせview会議については、今おっしゃるとおり、株式会社ぎょうせいに委託したわけなんです、ぎょうせいからの提案によってやった事業でございます。写真、動画については、著作権とか被写体への肖像権等もございまして、なかなかこの自治体も掲載が少ないというところはあります。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（10番 高月 義夫議員） 結構、山口県、特に公立高校でもそうなんですけれども、写真は出せないというのを結構いろんなところでお聞きします。

ただ、その考え方一つなのかなというふうに思うわけなんですけれども、他県では生徒を前面に出して、子供たちを前面に出してのホームページというのはたくさんあるわけございまして、やはり見る側からすると文字ばかりのホームページというのは何も魅力を感じないなというのを思うわけです。そういう制約はいろいろあるかもしれませんが、町民の皆さん、また、ふるさとを離れてよそで生活されている方にとって、本当にふるさとってすごいな、いいなというふうに思えるようなホームページになればなというふうに私自身思っております。いろんな制約はありましようけれども、何かその方策というものを見立てて、ぜひ取り組んでいただきたいということをお願いして、第2問目を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、第3問、山林管理についてです。

田布施町は、緑豊かな町でございます。山には木々が生き茂り、心を癒やしてくれます。いにしえより、杉やヒノキ、松などは人々の住居に使われ、様々な施設の道具、日用品に使われてきました。自然とともに共存していったのです。

ところが、近年、木材も価格の安い輸入材が多く入ってくるようになり、国内の林業は疲弊し、国産の木材を製材していた製材所など、多くの会社が廃業。平成30年度には、木材の国内自給率は32%ほどになってしまいました。このように木材も輸入に頼っていましたが、本年初めよりアメリカやロシア、EUはじめ中国からも様々な理由から順次輸入がストップしました。必然的に国内産の需要が激増。ただし、疲弊し、生産量が低下している状況で、木材の圧倒的な品不足が起こっています。これがウッドショックと言われ、現在、看過しがたい大変大きな問題となっております。

国のほうは、平成30年5月、適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を林業経営者に集積、集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るという森林経営管理法が成立しました。それを基に、平成31年4月には森林経営管理制度がスタートしました。

また、平成31年3月、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定されました。森林環境税は、森林環境保全の税で、令和6年から国民1人当たり1,000円納めるものです。森林環境譲与税は、市町村において間伐や人材育成、担い手の確保、森林利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされている税であります。

田布施町では、平成24年より森林整備計画を策定し、第5次田布施町総合計画で、計画的で適正な土地利用の規制、誘導、促進を図るとありました。

そして今回、第6次田布施町総合計画の基本目標6「にぎやかで活力あるまちづくり」の主な施策の5番目、森林の整備の中にも、田布施町森林整備計画に基づき、計画的な造林などに努める旨、上げられています。また、森林環境譲与税を活用し、木材利用の促進や普及啓発に努めますとあります。そこで質問です。

現在、田布施町の面積に占める森林の割合はいかほどでしょうか。

森林のうち、人工林の割合は。

森林経営管理制度について、田布施町の取り組みをお聞かせください。

また、山林の荒廃による倒木や竹の無秩序な広がりも大きな問題となっています。町としてどのような対応ができるのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目の町の面積に占める森林の割合、そして2点目の人工林の割合についてですが、山口県の森林林業統計要覧によりますと、町の総土地面積に占める森林の割合は51%、人工林の割合は32%となっております。山口県全体で見ますと総土地面積に占める森林の面積割合は71%、人工林の割合は42%となっておりますので、統計上は、県内で見ると低い割合となっております。

続きまして、3点目の森林経営管理制度について、田布施町の取り組みということでございますが、森林経営管理制度は、経営管理が行われていない森林、主に人工林について、市町が仲介役となり、森林所有者に担い手をつなぐ仕組みとして平成31年に施行された森林経営管理法に基づく制度でございます。

この制度により、これまで森林所有者自らが森林組合等の民間事業者に委託をして経営管理を行う手法に加えて、市町が森林所有者に経営管理の意向調査を実施した上で、市町を経由して担い手である意欲と能力のある林業経営体につなぐことが可能となってまいりました。

柳井地域では、この林業経営体として山口県東部森林組合が登録をされております。

令和3年度当初予算では、制度の実施に向けて、森林意向調査業務委託料として55万円を計上いたしております。

事業量及び実施手法に当たっては、山口県の岩国・柳井農林水産事務所の主導のもと、岩国・柳井管内の近隣市町及び山口県東部森林組合で構成する岩国・柳井森林づくり協議会において調整を行っており、今年度はモデル地区として小行司地域の一部で意向調査等の実施をしております。今後につきましては、岩国・柳井森林づくり協議会と協議しながら調査の実施地区を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4点目の山林の荒廃による倒木や竹の無秩序な広がりについての町の対応についてでございますが、町では、造林、保育などの森林整備に関する基本的な事項を定める田布施町森林整備計画に基づき、毎年、民有林整備事業を予算化し、森林組合に委託をして森林整備を行う森林の所有者を継続的に支援することで山林の荒廃を防ぐ取り組みを実施してまいりました。

しかしながら、近年、不在地主による森林の放置、所有者の森林整備に対する関心が薄れてきたことが問題となっており、特に竹林については町内全域に繁茂しており、整備された人工林内への侵入や、道路沿線、家の裏山など生活環境への竹の侵入は深刻な問題ともなっております。

竹林整備に関連する事業としては、県が事業主体となる森林づくり県民税関連事業を活用した繁茂竹林の整備を実施しております。この事業は平成17年から始まった県の事業で、現在4期対策となっております。本町におけるこれまでの活用事業は17件でございます。その対象要件は0.5ヘク以上のまとまった竹林であり、かつその森林所有者全員の同意が必要となる要件等がございますが、町としても引き続き、この事業を有効活用し、繁茂竹林の整備や荒廃した人工林の再生などを推進し、森林の持つ多面的機能の回復、発揮に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（１０番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

実は、田布施町森林整備計画、ホームページ上に載っておりませんでしたので、担当課から頂きました。経済課のほうでお願いして頂いたわけでございます。

この計画は、平成２４年４月から平成３９年３月までの期間というふうに定められております。ところが、この間に、先ほど話しましたいろんな法律というものができて、状況が変わってきております。先ほど土地不明者の話もありましたけれども、実はこの森林経営管理制度を用いれば、その不明者の方も公告を出して、一連の整備の中で組み込めるというような、そういうやり方もできるようになってまいりました。そういったこともありまして、この整備計画、見直しを図るべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） 議員のおっしゃるとおり、平成２９年から３９年、１０か年の計画でございますが、当然その後に、先ほど言いました森林経営制度が始まったりとか、いろんな法律が変わったということもございますので、これまた関係機関と協議しながら、今に合った形の中の整備計画に改めていきたいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 高月議員。

○議員（１０番 高月 義夫議員） ありがとうございます。

ぜひあの、今、町長さんから答弁ございましたけれども、田布施町の面積の半分は森林でございます。これが荒廃すると、町の半分というか、見た感じが、どんな町だというふうなことになるかねません。きちっと整備していくというのは、これから長い目で見て必要なことだというふうに思うわけでございます。

また、いろいろ道路に枝木がかかったりというような御相談というものも受けるわけでございますけれども、その山林の所有者という方が大変御高齢の方が多うございまして、なかなか対処できないというようなこともございます。また、土地の誰が持つのかもわからんというようなことも意外と多くあるわけございまして、できるだけ速やかに、こういう管理制度を使つての整備というものが必要になろうかと思ひます。

担当課の方には大変な御苦労だというふうに思うわけでございますけれども、田布施町がこれからさらに発展していくには、その必要性というものがあるというふうに私自身は思っております。ぜひとも、いろんな法律にのっとれるように、また譲与税という税金、田布施町、面積で割り当てられますので、そんな多くの額は入ってこないわけでございますけれども、ぜひ田布施のために有効に使われるような施策というものをつくっていただきたいと。ただいま、基金という形でプールしていくような状況だと思うわけですが、ぜひ有効な活用というものに利用していただきたいというふうに心から願っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松田規久夫議員） 高月義夫議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、内山昌晃議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） それでは、このたびは３問質問をさせていただきます。全で一問一答で、答弁者は町長ということで、よろしくお願いいたします。

では、１問目です。新型コロナウイルス感染症対策における中小企業者及び事業者への経済支援策についてということで質問いたします。

新型コロナウイルス感染拡大による経済対策について、町はこれまで独り親世帯や子育て世帯、事業者への支援等様々な対策を講じられてきました。今年度は地方創生臨時交付金を活用し、全町民、

また子育て世帯を対象として商品券配付を計画されております。

また、ワクチンの接種については、これまで混乱もなく円滑に実施されているとのことで、医療関係者、町の皆さんの御尽力については敬意を表するところでございます。

しかしながら、このような経済対策、感染対策を行ってもなお、新型コロナウイルス感染拡大による地域経済への影響は極めて深刻であり、町内の中小企業、飲食店をはじめとする様々な事業者にお話を聞いても、お客さんが全く来ない、売上げは落ち込む一方だ、従業員の雇用が守れないなど切実な声を耳にします。このような出口が見えない状況の中、中小企業や事業者への追加の経済支援について、町としてどのようにお考えか質問いたします。

よろしくお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大における経済対策につきましては、去年は国の持続化給付金、県のような感染拡大による協力金、また、町独自による経済対策、融資などを利用され、先行きが見えない中、町内の中小、小売・飲食店の皆様については大変厳しい経営が続いていたというふうに思います。

御承知のように、一旦落ち着いておりました感染者も今年になって急拡大し、緊急事態宣言も延長されるということで、山口県においても医療体制がステージ4にいつときなっておりましたが、ステージ3に引き下げられておりますが、6月20日まで県独自のコロナ対策が継続中でございます。

御質問における今年度の中小企業者及び事業者への経済対策ですが、御提言のとおり、予想以上に感染拡大が長引く中で、中小企業や飲食店においては深刻な状況であり、特に飲食店の営業については、店を開けてもお客さんが来られないと、議員おっしゃっているような状況が長く続き、極めて深刻な状況だと憂慮をいたしております。

町としては、今年度はまず消費喚起ということで、8月上旬から全ての町民の方に配付します地域応援商品券や子育て世代に配付します子育て応援商品券において、家計の生活応援や地元の消費の喚起ができればと考えております。このため、より多くの店舗に登録していただけるよう、町のホームページや商工会を通じ周知し、消費者の選択を広げて消費を促したいというふうに考えております。

先ほども申し上げましたが、今後におきましては国の動向やワクチン接種の進捗、新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえ、商工会とも連携しながら、事業者の要望を詳しくお聞きするようしておりますので、できるだけ早く町独自の追加緊急経済対策も取りまとめるよう、関係課に指示をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 瀬石議員のほうからも質問があつて、ちょっと重複するところが多々あると思うんですけど。

まず、議会の中で、これだけ複数の議員がコロナの経済について質問するということが、やっぱりそれだけこの町の経済界にとって危機感があふれているということで、もう私が言うまでもなく、町長さんはじめ分かっていることだと思います。ぜひ、そこを酌んでいただいて、先ほどの回答にもありましたが、町独自の追加の実施を行うということで、これから国が追加で補正予算を組んでくるということで、それに伴って暫時支援のほうを、また考えていきたいということで、これについては本当によろしくお願いしたいと思います。

瀬石議員も言われましたけど、やはり私も、ここは今、町が持っている基金をここは使うべきだというふうに思っております。やっぱり基金というのは、こういう有事といいますか、そういうことが起こったときに使うべきものであつて、今がまさにその使うタイミングではないかというふうに思っております。

そこで、重複はしますが、もう一度重ねてお願いなのですが、基金を取り崩していただけないでしょうかということで、よろしくお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほども申し上げましたが、これまでの補正予算も基金を取り崩してという予算組みにはしておりますが、今回、緊急にということでございますので、基金を主財源とした経済対策、今年度で申しますと第二弾になりますけれども用意をしたい。国の経済対策が秋とか、国会との関係も、国政選挙との関係もございますので、その辺ちょっと見て、様子を見るというわけにいかないという判断もございますので、町独自で財源を用意して対応したいというふうなことで、今、関係課のほうに指示をいたしております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） それと、これからまた追加の支援策をこれから考えていくということなんですけど、その内容についてはまだお決めにになっていらっしゃると思うんですが、例えばその企業等に対して設備投資に対して補助をするとか、現物支給といいますかね、そういうことと、片や現金を配るというふうな方法もあろうかと思います。やはり、この緊急時は現金を、困っていらっしゃる方も現金を頂くほうが、本当に助かるんじゃないかと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） おっしゃるように現金の給付というのは即効性があると思いますが、広がりから見るとですね、町が配った以上のものはないということでございますので、その辺のバランスを消費に関するもの、また設備投資なり感染対策に関わる必要経費、いろいろ分けて考えないといけないと思いますが、やはり行政でございまして、やっぱり公平に全町民の方、いろんな方が、自営業者以外の方も苦勞されておりますので、その辺の方にも御納得いただけるような、町として、町にある例えば飲食店、これまでひいきにした飲食店が潰れたり、店を潰すことがないようにという意味があれば、多くの方が御理解頂けるかと思います。その辺のバランスは少し考えさせていただきたいと思いますが、私の責任で実施をいたします。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） それと、ちょっとまた違う観点からなんですけど、なかなか現金を配るというのは、やっぱり公平性の観点から難しいというのはよく分かります。例えば、事業者に対して固定資産税を減免するとか猶予するとか、例えば、テナントの家賃を補助するとか、水道料金減免・猶予するとか、そういった方法等は考えられないでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 当然そういった手法もあると思いますが、即効性から見ると、いろんな差し繰りをするよりはダイレクトに事業を進めたほうが、固定資産税の猶予をしたら即効性があるということになるかという若干の影響の減少も考えられますので、現在は固定資産税とか水道というふうなもので対応するには考えておりませんで、商品券なり現金給付なり、いろんな融資なり、昨年いろいろ行いましたが、その中で何が再び今必要なのかなということを検証しながら、即効性があるもので対応していきたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） 今このときにも、もう事業者は疲弊をし続けていて、もう苦しい状況が続いております。ぜひ、いろんな面から支援法については考えていただいて、よりよい支援策となるようお願いを申し上げたいと思います。

それと、回答書の中にも書いてございますけど、事業者のほうによく話を聞くということで、現場といいますか生の声を本当に聞いていただいて、こんだけ今大変なんだというのをよく酌んでいただ

いたらというふうに思っております。

では、1 問目はこれで終わりたいと思います。続きまして、2 問目に参ります。

2 問目です。防災・減災対策についてというところでございます。

今年は、例年より早く梅雨入りし、降水量は平年並みか多いと予想されています。また、近年は異常気象により局地的な豪雨をもたらす線状降水帯の存在など、いつ、どこで未曾有の災害が発生してもおかしくない状況となっています。

このほど、災害時に市区町村が発令する避難勧告が廃止となり、避難指示に一本化する改正災害対策基本法が施行されました。これにより、避難を促す情報が分かりやすくなったことで逃げ遅れを減らすことが期待されます。

また、今年度は老朽化した中央公民館を防災センターとして建て替えるため、基本・実施設計の予算が組まれ、建設に向け準備が進められている状況です。

これらを踏まえ、

- 1、災害対策基本法の改正、新たな防災センターの設置を見据えた避難計画の見直しについて。
- 2、福祉避難所の設置状況とその運用方法。
- 3、手助けが必要な災害弱者の避難先を事前に決める個別計画の作成状況。
- 4、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者、濃厚接触者等がいた場合の避難先。

以上、お尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1 点目の災害対策基本法の改正、新たな防災センターの設置を見据えた避難計画の見直しについてでございます。

今回の災害対策基本法の主な改正は、1 つが避難勧告・避難指示の一本化等、そして2 つ目が個別避難計画の策定でございます。

まず、避難勧告・避難指示の一本化等につきましては、本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する人が多発するなど、避難勧告との指示の違いも十分理解されていないという課題もあったことから、次の4 つが改正をされたところでございます。

1 つは、避難勧告は廃止し、避難指示に一本化したこと。2 つ目は、避難準備・高齢者等避難開始を高齢者等避難へ変更したこと。3 つ目は、避難指示（緊急）というものから避難指示へ統一化したこと。4 つ目は、災害発生情報から緊急安全確保へと変更されたことでございます。

次に、改正点の2 つ目は個別避難計画の策定でございます。避難行動要支援者名簿は、ほとんどの市町村において策定されるなど普及は進んでいるものの、いまだ災害による多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に問題があるため、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村に個別避難計画の作成を努力義務化するとともに、個別避難計画の作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平時と災害時における民生委員や自主防災組織など避難支援等の関係者への情報提供について、個人情報保護法との関係を整理の上、規定を設けることとされたものでございます。

個別避難計画は、これまでも国から取扱指針が出されておりましたので、平成31年に水防法、土砂法、津波法で対象となる町内の要配慮者利用施設19施設に避難行動計画の提出をお願いいたしましたところ、現在14施設から回答があったところでございます。今後も情報提供をしながら、法の改正等に的確に対応できる計画にしてもらうとともに、避難訓練等を実施してもらえるようにしていきたいと考えております。

次に、仮称でございますが、田布施町中央地域防災センターの設置を見据えた避難計画についてでございますが、現在、基本計画の段階であり、防災センターの内容も変わりつつある中ではありますが、一つの機能として、もしも町役場の本庁が大規模な想定外の地震により一時使用が不能となった

場合には、この新たに設けます防災センターに災害対策本部をすぐに設置できるような機能も備えたいと考えております。

また、現在、中央公民館は二次避難所として指定しておりますが、解体後は一応避難所の指定を解除し、新たに防災センターの完成後に状況を勘案して避難所として指定をいたしたいと思っております。

2点目の福祉避難所についてでございますが、現在、福祉避難所は西田布施公民館及び協定を締結しております高齢者施設や医療機関、合わせて5か所ございます。

福祉施設の運用につきましては、避難所を開設する状況になりましたら、登録されております避難行動要支援者に、町民福祉課から避難情報を連絡して、福祉避難所への御案内をすることにしておりますが、幸いにも実際に避難された方は、近年はありません。

3点目の災害弱者の方に係る個別計画の作成状況につきましては、避難行動要支援者として現在25名の方に登録をいただいておりますが、登録者の方を避難時に誰が支援するかまで設定した避難支援プランを策定できている方は20名にとどまっております。今後とも、民生委員や各地域の自主防災組織の協力も賜りながら、避難支援プランも含めた避難行動要支援者登録数を伸ばしてまいりたいと考えます。

最後に、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等の避難先についてでございます。昨年6月に新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成し、梅雨時期の避難所開設を行いました。国の新たな情報に基づいて収容人数の変更を行うなど、マニュアルを改正するなどして、避難所の運営を行ってきたところでございます。

濃厚接触者につきましては、個人情報上の関係上、田布施町にその情報がないため、山口県柳井健康福祉センターが対象者に連絡をして、避難所へ移動せざるを得ない場合は事前に町総務課に連絡をもらうこととしております。昨年は該当者がありませんでしたが、仮にいらっしゃった場合は町役場の保健室及び3階の第2委員会室並びに中央公民館2階の会議室を予定をいたしておりました。

なお、発熱者が避難された場合や避難されて発熱が出た場合のために、各避難所に発熱者等のための専用スペースを確保するとともに、避難所開設時には災害対策本部に2名程度の保健師が待機する体制を取っております。

コロナ禍の中、避難所につきましては、収容人数を通常の半分にしておりましたが、今回、災害対策基本法の関係でチラシを回覧したり、6月の町広報で掲載したりしておりますが、町が指定した避難所に行くことだけが避難ではなく、安全な親戚や知人宅への立ち退きや、災害の種類によっては自宅にとどまっておられ、まずは安全を確保することも必要となつてまいりますので、ふだんからどう行動するか、家族内で相談しておいて決めていただき、避難する際には近隣の方にも声をかけるなど、自助、共助、災害から難を避けていただきたいと思いますと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） まず、避難勧告が避難指示というようになったということで、大変分かりやすくなったと思います。逃げるべきか、とどまるべきかというところで、もうこれは逃げるということで判断ができるのではないかと、すごくいいことだと思っております。

ちょっと身近な例でお話をさせていただくと、私、砂田地区なんですけど、例えば大雨とか降ったりとか土砂災害が起きそうだというのが警報等出た場合に、避難先が西の公民館というふうになっていきます。片や高潮とか津波の警報出た場合、これが田布施農高というふうには、その警報によっては避難先を変えなければいけないということで、本当の緊急事態時にはなかなか迷うんじゃないかなというふうに思うこともありますし、それから大雨増水時に、川の上を渡って、橋を渡って避難所に行くというのも大変危険な行為じゃなかろうかなというふうに思ったりもします。

それから、防災無線もなかなか聞こえづらいということで、本当にこの緊急事態のときに、果たしてこれらがうまくいくのかどうかというようなことも、ちょっと疑問に感じております。例えば、避

難所は指定されておりますけど、違う避難所に行っても受け入れてもらえるのかどうかというような、ちょっと素朴な疑問でございます。いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 避難所は別に地域の方を指定しているわけではございませんので、避難してほしい箇所として、あらかじめ提示している場合でございますので、特段、西田布施の方が城南のほうへ行かれても問題はないというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） はい、分かりました。

答弁の中にも、ちょくちょく出てまいります自主防災組織というのが、やはりいろんなところで重大な役割を担ってくるのじゃないかなというふうに思っております。私、西地区なんですけど、ちょっとまだ立ち上げはされていないということで、あともう1か所、立ち上げがされていない地区もあるということで、今後、立ち上げの予定というか、いつ頃立ち上がるのかとか、進捗状況とか、その辺をお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 山田総務課長。

○総務課長（山田 浩君） 現在立ち上がっている自主防災組織といたしますが、麻里府地区、それから東田布施、麻郷、まだ立ち上がっていないところが西田布施地区と城南地区でございます。

どちらも、なるべく早く立ち上げていただきたいということで、西の地区につきましては、この4月に総務課のほうが行って、公民館長さんを中心に進められておりますので、御説明をして、なるべく早く、できれば今年度中ぐらいでも立ち上げられたらと思いますが、中でもお話しもあると思いますので、そういうふうに総務課としては思っております。

もう一つ、城南地区につきましては、いろいろ書類等の整備をされたりとか、連絡網の整備等ももうされて、すぐにでも立ち上げられるような状況ではございませんけれども、皆さんで、それを規約等を承認するということまでいかないと立ち上げにはなりませんので、これにつきましても来月7月に公民館の運営委員会を開催されるということです。その場でまた職員が行って説明をして、ぜひ立ち上げていただくようお願いしたいと、そういう今状況でございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 立ち上げについて、早急にいろいろやっていただきたいと。で、私も含め我々議員も、未整備地区については、それぞれ担当の地区とかございますので、ぜひ立ち上げに御協力をしたいというふうに思っております。

それと、先ほど言われましたけど連絡網ですか、最低でも連絡網の整備については、もうこれは早速取りかかって、いざというときには、この連絡網でどうにかするということでやっていただきたいというふうに思っております。

それでは、次は福祉避難所ということで質問をさせていただきたいと思います。

現在、避難行動要支援者というので、25名ほどおられるということでございました。これについては、どうやってそういう災害弱者の方を把握をされているのか。それから漏れはないのか。あと避難時、誰がその方に連絡をして、誰が避難所へ連れて行くのかということを質問したいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） まず、どのようにそういった方を把握していくかということなんですけども、これは、地域の一番身近な相談先である民生委員さんの方に、主にお願ひしています。具体的には民生委員児童委員協議会、2か月に1回程度あるんですけども、年に1回程度、こういった制度があります、流れとしては、こういう流れで連絡を取って、こういうふうな避難の呼びかけをしていきますよというフロー図とともに、こういった書類を出してくださいということでお願いしております。

直近では、直近といいますか、この6月に民生委員児童委員協議会がありますので、その中で項目

を取って、まずそういった災害時の行動支援者の方に対して、そういった申請を頂き、プランのほうも併せてつくっていただきたいということでお願いをしております。

それと、漏れがないかという話なんです、やはりこれ申請方式ということもあって、この25名の方だけが避難に対して、いわゆる避難行動要支援者なのかということでのお尋ねからすれば、やはりまだいらっしゃるんじゃないかというふうには思います。

例えば民生委員さんとおっしゃられても、民生委員さんが把握しておられるのは、例えば独り暮らしの高齢者とか、そういった方については把握はしておられるかも分かりませんが、一方で、高齢者ではないけれども、重い障害をお持ちの方がいらっしゃるんじゃないかと思います。そういった方は年齢だけでは拾えてこないということもありますので、窓口で、身体に障害をお持ちの方で介護を受けておられる、そういった方に向けては窓口での案内というのが大切なことになってくるんじゃないかと思いますので、こちらのほうも含めて広報してまいりたいと思います。

ですから、お答えとしては、この25名の方以外にもいらっしゃるんじゃないかというのが答えになるかと思います。

それで、連絡のほうなんですけれども、避難所を開設するという事になった場合に、今は手持ちの25名の方の名簿ございますので、そういった方に、いつからここの避難所が開設されるので、避難のほうを呼びかけております。で、大体、登録いただいた御本人宛てに電話をしております。で、なかなか御本人宛てに連絡しても電話が通じないということも間々あります。ですから、こういった登録いただいた書類に書いてあるほかの連絡先に連絡してみて、案外、もう既に避難先のほうに移っていたということもありますので、そういった状況の中で、実際に避難されておられるかどうかの把握をしておるところでございます。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。

もう一つ聞いていたんですけど、誰が連れて来るのかということで。はい、お願いします。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 一応20名の方はそういったプランをつくっておられるということなんですけども、やはり民生委員さんがなられたりとか、あと近所の方とか、そういったところでのプランの作成をしておられる方が多いです。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ありがとうございます。一人でも多くの災害弱者の方が救われるよう、今後、広報、啓発なり周知のほうを努めていただいたらというふうに思います。

では次に、新しくできる防災センターのことについて伺いをしたいと思います。

答弁にもありましたように災害対策本部になるということで、町の防災の核となることを大変期待をしておるところでございます。

それで、新しくできた場合、今、福祉避難所になっている西の公民館ですかね、環境センターなんですけど、そちらはどういう位置づけになるんでしょうか、今後は。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 福祉避難所は、町では西田布施にございますが、ほかにも医療機関とか5か所程度やっておりますが、やはりいろんな方がいらっしゃって、身体的な御不自由な方と精神的とか、なかなか皆と一緒に避難することができないという方もいらっしゃいますので、福祉避難所の種別を1つ増やすというふうにお考えになっていただいたら、西は今までどおり和室もございますし、多目的トイレもありますので、今までどおり。で、こちらは保健センターも併設しますので、そういった相談室を、小さな避難所が確保できますので、そういった位置づけをしたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） ちょっと西の公民館関連で、今現在、集団接種の会場で使用されて

いると思います。あつてはならないことなんですけど、この期間中に、もし災害等が起きて避難しなければならぬというようなことになった場合、そこは避難所として機能するのかどうかということ、よろしくお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） この梅雨時期、台風時期、当然想定をしなければなりませんので、原則的には西は、今年はコロナワクチンの接種会場としている間は、一時避難所としては使用できないなというふうに思っておりますので、中央公民館なり、ほかの施設に割り振りをして行いたいと現在では考えております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） 時間がもうあまりないので、ちょっと急ピッチで、すいません。

新しい防災センターですね、全員協議会のほうで説明いただいたときに、高潮発生時に５０センチ程度浸水するというのを伺っております。町の核となる防災センターなので、浸かってしまうというようなことは、あまりイメージはよくないなというふうに思っております。その辺については、いかがお考えでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 災害の高潮が来ればということでございますが、地盤、簡単に言いますと通路部分が駐車場も含めて低うございますが、そこが冠水するおそれがあるということでございます。本体のほうは、既に中央公民館も５０センチ程度高くなっておりますが、それよりも高くして設置をするようにいたしております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（２番 内山 昌晃議員） あつてはならないんですが、そういう災害発生時に浸かってしまって、そこだけは孤立してしまうということだけは、ぜひとも避けていただいて、その辺も加味しながら設計のほう進めていただいたらというふうに思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

県立高校の再編についてということでございます。

５月３１日、県教育委員会は高校再編を進めるため、県立高校将来構想検討協議会を立ち上げ、素案を年内に公表し、年度末には再編を決定する見込みと言われております。

田布施町には田布施農工高校と、隣の平生町には熊毛南高校があり、このうち熊毛南高校については２年連続で定員割れとなっており、再編の対象に上がることは確実視されております。熊毛南高校に電車で通学する生徒は田布施駅を利用し、また、田布施町内からも多くの生徒が通学していることから、熊毛南高校が統廃合されることは地元にとって看過することができない重大事です。

高校は、地域の歴史、かけがえのない財産であり、その存在価値を理解している地元が中心となって取り組まない限り、高校は生き残っていけないと強く感じています。特色ある学校として子供たちに選ばれるためにも、地元の自治体だけでなく、民間企業と連携して取り組むことも重要であると思っております。

県教委が再編の議論を始めた中、再編に待ったをかけるのは並大抵のことではないと考えますが、町は、このことについて、どう考え、どう取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

御案内のとおり、県教育委員会では、現在、第２期県立高校将来構想に基づき、高校教育の在り方や高校改革等の取り組みが行われています。

しかしながら、今後、少子化が継続的に進行し、全県で、およそ１５年後には中学校を卒業する生徒の数が３，０００人以上減少するという想定がされております。このため、現行の将来構想の期限である令和６年度末を待たず、１５年後の県立高校のあるべき姿を見据え、それを実現するためのグ

ランドデザインを策定することが急務となったことから、次期県立高校将来構想を検討する協議会が設置され、中長期的かつ全県的な視点に立って、特色ある学校づくりや学校・学科の再編整備を進めるため、新たな県立高校の将来構想を策定する予定であると同っております。

同時に、広く県民の声や生徒のニーズを把握するため、県内全ての中学校3年生及びその保護者を対象に、5月末を期限に、高校教育に関するアンケート調査が実施をされたところでございます。

お尋ねのありました熊毛南高校につきましては、平成28年度からの通学区の全県化に伴い、進学を希望する者の減少が見受けられるようになったことは否めませんが、町といたしましては、歴史と伝統のある地域の高校であるとともに、郡内唯一の普通科高校であり、再編統合等により子供たちにとって進路選択の幅が狭くなることのないよう、県のアンケート結果も参考に、同窓会や平生町、上関町とも連携を図り、存続について要望してまいりたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 内山議員。

○議員（2番 内山 昌晃議員） 統合阻止に向けて、今、同窓会、そしてPTA、高校というところで主体となって真剣に取り組んでおられます。当面は、8月に行われます、学校にこう来ていただくというふうな——ちょっと今、言葉を忘れたんですが——そこで魅力ある高校をアピールして、何とんでも定員割れを防ぐというような意気込みで同窓会等々頑張っておられます。我々議員もそうですが、町も、熊毛郡の普通高校という位置づけで田布施町、平生町、上関町、自治体も議員もバックアップ体制をぜひしていただいて、後方支援、行っていただきたいというふうに切に思っております。

周防大島高校は、周防大島町と山口県立大学とで連携協定結んで取り組んでおられて頑張っておられます。

ぜひ、我々も、田布施には田布施農工高校もございます。それから熊毛郡内で民間企業もたくさんございますので、ちょっとその辺とも手に手を取って連携をして、ぜひ、この難局に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

連携のほう、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 私も卒業生でございますので、気持ちは一緒でございますので。なかなか大島の状況見ておりますと署名だけで県の方針が変わったということはこれまでございませんので、やり方は大変難しいなとは思いますが、先ほど申し上げられました応募者数が少しでも上がるように、郡内で協力して、また地域の会社とも連携して、必要であれば連携協定等もいろいろ検討しながら提案していきたいなというふうに、応援したいと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、内山議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 暫時休憩します。少し休憩時間が短くなりますが、10人の質問者がおられますので、再開はいつもどおり1時半とします。

午後0時10分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（松田規久夫議員） 全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。落合祥二議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） それでは質問いたします。質問は全部で2件。質問形式は一問一答とし、答弁はいずれも町長です。

まず、1番目の新型コロナウイルスの接種についてです。

イギリス型の変異株は従来型の1.32倍、インド型変異株は従来型の2倍、イギリス型の1.5倍という感染力があると言われております。

国内で感染者が広がっています。最近では神戸市で、国内ではこれまでに確認されていない新たな

変異ウイルスが確認されてもいます。こうした中、新型コロナウイルス感染症については、全国的な感染拡大に歯止めがかからず、緊急事態宣言が隣接の広島、岡山を含み、東京、愛知、大阪、兵庫、京都、岡山、沖縄、北海道の10都道府県に出されています。期間は、今のところ6月20日までです。そして、蔓延防止等重点措置も埼玉、千葉、神奈川、岐阜、三重の5県は、今のところ6月20日まで、群馬、石川、熊本の3県については、今のところ6月13日まで出されています。

一方、山口県の感染状況は5月10日からステージ3、感染者の急増段階ということでございますが、に移行しています。一時、5月の14日には1週間の感染者数や病床使用率、病者数等がステージ4に該当するようになりましたが、今は、また全ての指標でステージ4を下回るような状況になっていますが、5月18日から感染拡大防止集中対策を実施中で、緊急事態宣言等の延長に合わせて、この感染拡大防止集中対策も6月20日までに延長となっております。

そこで、次の点を質問いたします。既に質問された方と重複するところがあるかとは思いますが、ご回答をよろしくお願いいたします。

まず1番、本町には、ワクチンを2回接種するとして、何人分が配分されているのですか。

2番、医療従事者の1回目の接種を終えた人の割合、及び2回目の接種も終えた人の割合はどのくらいですか。

3番、高齢者施設の入所者及び従業員の1回目の接種を終えた人の割合、及び2回目の接種も終えた人の割合は幾らですか。

4番、65歳以上の高齢者の1回目の接種を終えた人の割合、及び2回目の接種も終えた人の割合は。

5番、65歳未満の基礎疾患を有する者の接種はいつから始まるのですか。これは先般、この一般質問の通告した日にホームページにアップされましたけども、回答のほうもよろしくお願いいたします。

6番の、上記以外の一般町民の接種はいつから始まるのですか。

7番目、ワクチン接種は町民の命を守る最重要課題です。一刻も早いワクチン接種が求められています。まだワクチンを接種していない町民は、いつになったら接種できるのかと不安に思っています。接種のスケジュールを公表したらどうですか。また、ワクチン接種の加速化を図るためには、本町に合った戦略的な対応が必要と思いますが、どう考えますか。

答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目として、ワクチンの配分についてでございます。

本町では4月26日から先行接種を開始し、5月末までに1万1,510回分、人数にしますと5,755人分のワクチンが配分されております。今後も必要なワクチンの確保に努めてまいりたいと思います。

2点目は、医療従事者の接種についてでございます。

これは、県が行っておりますために町として正式な回答はできませんが、町内の医療機関ではおおむね2回の接種が終わっているというふうに聞いております。

3点目の高齢者施設の入所者及び従事者への接種は、5月20日から開始し、5月末現在で1回目の接種を終えた人が58.3%、2回目の接種はまだこれからでございます。

4点目は、65歳以上の高齢者の接種についてでございます。

5月末現在で1回目の接種を終えた人が51%、このうち2回目の接種を終えた人が12.6%となっております。

5点目は、基礎疾患を有する人への接種についてでございます。

基礎疾患のある人につきましては、6月2日にホームページに掲載をさせていただき、今週発行の

広報にも掲載しますが、既に申請を開始し、集団接種は6月22日から、個別接種は7月からの実施予定といたしております。

6点目は、その他の人への接種時期についてでございます。

まず、60歳から64歳の人、そして介護事業所等の従業者につきましては、基礎疾患のある方と同じく6月22日から実施をする予定といたしております。

その後、ワクチン接種の予約受付の混乱を避けるため、基礎疾患のある人などの申込み状況や、集団接種と個別接種の申込み割合などの状況を見ながら、60歳未満の人に、順次、御案内をしていく予定でございます。

接種は集団接種や5つの医療機関で実施しますが、町民の方が特定の場所に偏ることなく、効率よく分散していただくことが早期実施の鍵となってまいります。

今後とも、混乱を起こさないように配慮しながら、効率的かつ迅速に接種を進めてまいりたいと思います。

7点目は、接種のスケジュールについてでございますが、ワクチン接種につきましては国の方針も流動的であり、先日もファイザー製ワクチンの対象年齢が12歳以上に引き上げられたり、接種環境につきましても大規模接種会場での接種、田布施の場合は岩国になると聞いておりますが、そういったものが開始をされたり、また、職域での接種も促進するなど、刻々と接種を推進しようという状況が変わってきております。このような状況にありますため、現在具体的な、なかなか接種のスケジュールを公開することが難しいことが重なっておりますが、情報収集に努め、町民の皆様が少しでも早く接種できるよう、大まかな予定、グループ分けについては公表してまいりたいと、今、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 今いろいろ、割合を言っていましたけども、まず、その割合の分母はどういうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） 高齢者の人数は、3月末現在で65歳以上5,408人となっております。また、施設入所者及び従事者の人数ですが、これは360人です。このうち、町外の人とかいろいろ交ざっているので、ちょっと町内の人数はカウントしておりません。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。それと、公表についてですけども、先ほど町長の答弁の中に、ほかの議員の一般質問の中に、10月末には終えたいというお話があったと思うんですね。そうすると、そういったことも含めて、町民に、10月までには終える予定で進みますということでも一言、言っていただくと、町民も10月末ぐらいまでには、じゃあ順番が来るんだということで安心すると思うんですね。

それじゃから今、町長の答弁の中にも大まかな予定などをお示しできるよう検討しているところですよというのがありますが、そういった面でそういったことも考えて、周知をしていただくといいんじゃないかなというふうに思います。

で、今回のコロナの状況をいろいろ聞いてみますと、私の友人で県外にもいるんですけども、まだ65歳以上でまだ接種券も来ていないと、これは静岡県のある市なんですけど、来てないというのがあります。そういったところからいって山口県は結構、その国のホームページを見ますと、これは6月6日現在なんですけど、全国で5番目で、1回目を接種したという方、高齢者で65歳の34.02%、そして、2回目を接種したという方は、6.23%ということに県の平均ではなっております。そういった中で、また田布施は、今、回答いただいた数字も見ますと、かなり貢献して頑張っているんじゃないかなというふうに思っております。感謝する次第ではあります。

それと今、町長の答弁にもありましたけども、職場で接種とか地域の接種を促すための動きが気になるという話もありましたけども、たしか1,000人規模だったと思うんですけども、そういった企業には、それ以上の企業と思います。田布施町には1,000人以上の従業員がいらっしゃる企業がないんですが、商工会の中でそういうのをまとめてやるとか、そういう動きはあるんでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 吉村課長。

○健康保険課長（吉村 明夫君） まだ、国のほうがこれから話を進める段階ですので、まだそういった話は聞いておりません。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） はい、分かりました。そういうことで、比較的全国でも小さな自治体が、結構進んでいるという状況ではありますが、その中でも田布施町も県内でもかなり嚆矢的にやっていたいて、うまく進んでいるということで、それは大いに町民にもPRされて、小さな自治体だから、またかえってその辺が小回りがきくんだということを、PRされたらいいんじゃないかなというふうに思います。

そのワクチンの接種によって、当然、今いろいろコロナで打撃を受けている業種、いろんなありますけども、そういったのもこのワクチンが早く進めば進むほど、そういったものの経済対策にも寄与するんじゃないかなというふうに思っておりますので、頑張って戦略的にやっていただけたらと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） これは、町内のお医者さん、5つのお医者さんが本当に積極的に協力していただきまして、田布施の場合はバランスよく受付も行っております。今後、若い方に移ってきますとウェブでの予約を入れて、土日の接種の会場も増やしていきたいと思っております。そうすると、今のような非常にスムーズな状況から一時期混乱する。どうしても、ぱーっと配りますと、さーっと来るということがあるんで。お医者さんの通常業務を大事にしたいと、これまでやっていただきましたので、何とかそれを維持しながら、大量の受付をうまく進める方法を考えたいと思っております。

それともう1点目は、全体のグループ分けですけども、ちょっと気になるのは中学生、高校生、教員、その辺に県教委が先行的にというお話も出ているようでございますので、そうすると先ほど申し上げましたが、順番が私の考えでいくと、61歳から64まで下がっていくのが普通ですけども、反対に上がってくるという。そうするとやっぱり理解もしていただかなければなりませんし、職場が田布施町にお勤めでも、光から来られたり、柳井から来られたりするのがありますので、当然、県内の連携と申しましょうか、共通的な取り組みでございませんと。例えば、高校でもいろんな市町から高校に通っておりますので、先生もそうですけども。それ混乱なくやろうとすると、少し対策を十分取りながら連携をして混乱なくですね。

ワクチンがありますので、10月末までには国としても終えたいという方針の中で、町としても当然そのようにやっていこうと思っておりますが、なかなか1回出したものをまた変えるというのは混乱の一因にもなりますので、今ちょっと慎重にさせていただいているところでございます。御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 分かりました。焦ることなく効率的に確実に、しかも早くやっていただきたいというふうに思います。

それでは、1問目の質問は以上で終わります。

続きまして、2問目の質問に入ります。

2番目は、国や県のデジタル改革に伴う本町の対応です。

国は今年の9月にデジタル庁の発足を目指しています。一方、県は今年4月に総合企画部に2つの課、デジタル政策課というのとデジタル・ガバメント推進課、37人体制というふうに情報で聞いて

おりますが、そういうデジタル推進局を設置しました。

本町では、第6次総合計画の基本計画の中にある主要な施策では、「国や山口県と連携してデジタル社会に対応したデジタル・ガバメントを推進できる体制を構築し、時代にふさわしい行政サービスの提供を行います。」と書かれています。

推進体制の構築というのは、まだできていないと思うんですけども、いつから行うつもりなんですか。その素案が何かあるのですか。お伺いしたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

令和元年に施行されましたデジタル手続法により、行政手続はオンラインを原則化することとされ、令和2年には、新型コロナウイルス感染症対策や自然災害への対応も踏まえて、デジタル改革関連法案が施行され、また、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針では、デジタル社会の将来像、IT基本法の見直しの考え方に加えて、9月に発足するデジタル・ガバメント推進の司令塔となる、デジタル庁の設置の考え方が示されたところでございます。

山口県におきましては、市町や民間等との連携・協働体制を構築するため、令和3年1月14日に山口県デジタル・ガバメント構築連携会議が設置されており、本町から企画財政課長を委員として参加をさせております。

まず、1つ目の推進体制の構築時期についてでございますが、総務省の自治体DX推進計画において、「首長、CIO補佐官等を含めた全庁的なマネジメント体制の構築」が求められております。

私としては、9月に発足されるデジタル庁の動向を注視し、また、自治体DX推進計画の重点取組事項については、まず県では、県及び19市町で構成される、実務者レベルのワーキンググループの会議が3つ設置されておりますので、その設置推進状況を踏まえて、本町の推進体制の構築時期を検討してまいります。

2つ目の推進体制の素案はあるかとお尋ねでございますが、現在、大まかなことは分かっておりますが、細かいところがまだ国、県通じて分かっておりませんので、具体的な素案としては持っておりませんが、自治体DX推進計画に基づけば、私または副町長が最高情報責任者、いわゆるCIOとなり、その下にデジタル人材であるCIO補佐官等を配置することとなります。

本町においてもデジタル・ガバメントへの取り組みは喫緊の課題でもありますので、今後、推進体制の構築に併せて、デジタル人材の育成や外部専門人材の任用についても検討してまいりたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） まだ、デジタル庁が9月ということで設置されていないので、その辺の状況がまだよくはつきり分かっていないからということでございます。

国のデジタル化の動きをちょっと見てみますと、西暦2000年にIT基本法というものができたんですね。それから、2002年には行政手続オンライン化法というもの。そして、2013年にマイナンバー法、2016年に官民データ活用推進基本法というのができております。

で、結局、このデジタル改革というのは、要は、このコロナ禍の中で日本がいかにも遅れているか、先進国の中で遅れているかということの浮き彫りにしたことで、行政サービスのデジタル化が大変遅れている、まずいということを国もそういうことに気づいて、今回そういう、行政デジタル化というのが改革が進められてきたという経緯もあるわけです。

そういった中で今度は、今までもペーパーからデジタルへという流れはいつも言われてきたんですけど、なかなか実現してこなかった。しかし、今度は世界との、世界の中での競争的なというんか、そういったことでの流れの中にあるわけで、かなり政府も本腰を上げてやると思っております。

そういう中で、やっぱり田布施町もよそにね、後れを取ってはいけないわけで。県は既にそういう、今言いました、県の体制はもうできているわけでございますので、そういった連絡協議会なんかもある

るように答弁でもありましたけども、とにかく情報を確実に把握する中で、田布施町の町としてのあ
るべき姿というのを一つずつチェックをしながら進めていかないと、急に慌ててやっても、こうでも
なかなかうまくいかないことが多いので、そういった情報収集に努めていただきたいと。

そして本当に、町民が役立つ田布施町のデジタル化を進めていきたいというふうに思いますので、
副町長を一応ＣＩＯに予定しているということではございますが、これもそういった背景がございま
すので、国の背景がございまして、かなり本腰を上げていかないと、少ない職員の人数の中でやっ
ていくわけですから。

今のコロナウイルスもそうですが、少ない人数の中でうまくやってきたわけではございますが、全
庁的にちゃんとその辺の問題、課題を捉えてぜひ進めていきたいと思いますが、その辺についてどう
でしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 当然進めてまいります、デジタルと申しましてやっぱり幅が広くて、例
えば、本町の場合は基幹系、情報系、いろいろございます。通信系もＬＧＷＡＮ、ネットとかいろい
ろ、こう分かれております。

ですから、何をそのデジタルとしてまとめてくるかというのは、難しいわけではございますが、一
つ一つ、例えばいきますと、大きな県とか市になりますとシステムが各部署で入っていると、部長
さんがトップだということもたくさんございます。

本町の場合は、そうしたことがございませんので。当然、全庁で富士通でやっておりますので、そ
こに庁内に幾つものシステムが混在しているということではございませんので。コントロールは、国
とか大きな県庁よりも比較的小さな組織でございますので、まとめようと思えば簡単だというふう
に思います。

しかし、通信系と申しまししょうか、ＬＧＷＡＮとか、例えばうちの戸籍、税のシステムとインター
ネットにつながるいろんなシステムが、今完全に遮断をしているわけではございますが、これが若干移
動しない限り、住民の方がダイレクトにオンラインで申請をしたりということが、そもそも始まらな
いわけではございますので、そういう切り分けをどういうふうにしていくかというのは、今後、イント
ラと基本システムの中でクラウド化を進めるなり、またやっていかなきゃいけないと思いますが、本
町としても課題もたくさんございますので、また議会とも、当然経費がかかってくるものでございま
すので御相談しながら、落合議員言われるように、他の自治体に負けないように整備をして計画的に
推進をしてまいります。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（５番 落合 祥二議員） 大体、私も元、町の職員おりましたんで分かるんですが、とにかく
情報を頻繁に収集をしていただきたいということと、もう一つは、本町ではまもなく、町全域、馬島
は除くわけですが、光ファイバー網が整備されます。

国や県が進めている今回のデジタル改革というのは、町民の暮らしや社会、経済活動を向上させ都
市部との格差を解消するもので、これは本町への、例えばＵＩＪターンの大きな流れを生む可能性も
有しているわけです。ですから、そういうことも含めていろいろ情報収集に努め、また具体的になれ
ば、それに対して今すぐ具体的なものをつくれというんじゃないんですけど、情報収集にはとにかく
絶えずネットやいろいろな協議会も含めてですけども、ぜひそれ、そういったものも収集しながら、
田布施町のあるべき姿というのを見ていただけたらというふうに思っております。

以上。

○議長（松田規久夫議員） 回答おありですか。

森企画財政課長。

○企画財政課長（森 清君） （ ）ということではございます。先ほど町長からも、いろい

ろうちのシステムのことありましたが、ちょっと具体的にもう一つお話をさせていただきますと、回答にも答弁にもございましたが、3つのワーキング、今、県と一緒にやっておりますが、今、基幹系システム、税とか住民情報ございますが、35の業務がございます。そのうち17業務をシステムの標準化、共通化ということを令和7年末に向けて、今、ワーキングをやっているの一つと。

これも、あともう一つは、マイナンバーカードの取得が条件とはなりますけど、行政手続のオンライン化。これ今、31業務、今、国で示されております。そのうち県というか、今26業務を令和4年末に行政手続のオンライン化ということを、今向けて、そこもワーキングは進んでおります。

3つ目のワーキングでございますけど、A I、R P A、これの共同利用についての今ワーキングを、これも実証実験、これ来年1月に共同利用という形で向けて、今ワーキングを進めているところで、先ほどちょっと町長からもありましたけど、全体に向けて今、田布施町、何ができていないかとかいうところを、今、課題の洗い出し等しております、それに向けて実証実験、乗っていけるようにしていきたいというふうに思っています。

最初、落合議員からも最初に質問があった少ない人数でのという話、これすごく課題に今、私思っています、今現在ある現職員の中で各種研修、今受けさせております。そういった中でデジタルスキルといいますか、そこ辺のスキルアップを目指しておりますし、また業務の内容によりますけど、今後、町のI Tリテラシーといいますか、それを向上させるためにも、外部の専門職員の人材の任用ということも少し考えていきながら、推進体制というのを構築していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 落合議員。

○議員（5番 落合 祥二議員） 了解しました。とにかくそういう形で今でも取り組んでおられるということなんで、安心いたしました。

とにかく頑張って、他に負けないようなシステムを構築していただきたいというふうにお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（松田規久夫議員） 落合祥二議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、國本悦郎議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 質問は全部で大きく3問で、答弁者はいずれも町長と教育長です。

質問形式は、最初は一括質問、一括答弁、2回目より一問一答でお願いします。

では、質問1に入ります。

田布施町職員のコンプライアンス行動指針の適用範囲はです。答弁者は、東町長と鳥枝教育長でお願いします。

昨年12月、人事調査特別委員会が町長に結果報告をし、それを受けた形で、昨年度末、田布施町職員のコンプライアンス行動指針等、3つの要綱や指針が策定されました。

田布施町の職員のコンプライアンス行動指針については、5月発行の町の広報誌によると、「町では、この度、法令順守の概念にモラルやマナーの向上、そして、より一層の住民サービスの向上といった概念を加えて、住民から信頼されるための心構えといった広い意味で使うこととし、行動指針を策定しました。」と記述してあります。それは、今のこういった御時世では妥当な判断だと言えそうです。地方自治体の条例や規則は法であり、ほかにも上位機関である国から地方自治体への通達は、それを遵守するのは当然です。

今回、広い意味で使われることになれば、厳密には法に入らないと言われている、今回のように策定されたり、以前策定されてきた指針や要綱、要領等、それに、国から法に基づく通知も遵守する対象になるのか、踏み込んでお聞きできませんでしょうか。

次に、質問2に入ります。

オオキンケイギクの駆除をです。答弁者は、東町長と鳥枝教育長でお願いします。

先日、町内一斉清掃が行われましたが、オオキンケイギクが刈り残されたまま放置されているところが、あちこちに散見しています。

このオオキンケイギクは、以前は工事ののり面に使ったりしていましたが、あまりにも強く、一旦定着してしまうと在来種の野草の生育場所を奪い、周囲の環境を一変させてしまうため、平成18年に外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、生きたままの運搬や栽培、譲渡などが原則として禁止されています。

しかし、自治体によってその取り組みに濃淡があり、駆除まで取り組んだところもあれば、本町のように、このオオキンケイギクが在来種を駆逐する外来種であることを、町民に十分周知していないところもあるようです。

私は、山口県の希少動植物種保護支援員となっています。在来種がそういった外来種により駆逐されていることに心を痛めており、それを知らせるいい機会がないかと思っていましたから、今、黄色い花を咲かせている今議会で質問に立つことにしました。今、花が咲いているから、どこにオオキンケイギクがあるかは一目瞭然であり、町民に啓発し、駆除を進めていくには、今をおいてほかにはないと思います。

公共施設の大部分を占める教育委員会管轄の施設内では、図書館の駐輪場の裏に見つけることができました。他の学校や公民館では、その実態はどうなのでしょう。

また、町として、他の先進的な自治体のように、ホームページや広報誌を使い、町民の協力を得て駆除するよう周知はできないものかと思っています。

次に、質問事項3に移ります。

公共施設に太陽光発電の設置をです。答弁者は、東町長と鳥枝教育長でお願いします。

建物への脱炭素化に関する政府の有識者検討会で、学校や庁舎など公共施設に、太陽光発電の導入を広げるとの答申を受け、国交省と3者が、国や自治体は率先して公共施設に太陽光発電設備を設けるべきだとの基本方針を提示しています。時宜にかなったことだと思っています。

これまで、田布施町では、環境省の再生可能エネルギー等導入推進事業を活用し、西公民館とT A I K Oスポーツセンターに太陽光発電設備と蓄電池を導入しています。

また、山口市では、災害に備えるため、市とN T Tが連携し、再生エネルギーを活用した実証事業に取り組んでいるとの報道もあります。

こうした中、田布施町では、今後、中央防災センターや麻里府公民館の移転に取り組むと公言していますが、国が義務化のような形で進めようとしている太陽光発電設備と蓄電池を導入するならば、一つには、これまで町が導入した太陽光発電設備と蓄電池では費用対効果の面でどうだったのか気になるところです。山口市のように、N T Tとの連携での実証事業の成果なども含めて、多面的に考慮する必要があるかと思っています。

今回、国が提示している公共施設に太陽光発電設備と蓄電池を設置するという施策を受け、この施設に導入する考えはありますか。さらに、他の既設の公共施設でも順次、導入するのか、お尋ねします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

1点目は、コンプライアンス行動指針についてのお尋ねでございます。

日本国憲法には、「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」とあります。田布施町の職員が、全体の奉仕者としての職務を遂行し、そして、町民と行政が連携してまちづくりを進めていくために、町民からの信頼を得るためにも、常日頃からの仕事ぶりはもちろんのこと、勤務外においても地方公務員として、ふさわしい言動、姿勢が求められると思います。

こうした状況を踏まえ、町職員全員が法令を遵守することはもちろん、公務員にふさわしい高い倫理感を身につけ、モラルやマナーの向上に努めると同時に、組織としても全庁挙げて不祥事等を防止し、

併せて、さらなる住民サービスの向上を図っていくために、田布施町職員コンプライアンス行動指針を今年3月末に策定をいたしました。

今回、策定いたしました田布施町職員のコンプライアンス行動指針や要綱・要領等や、国からの法に基づく通知も遵守する対象になるかとの御質問でございますが、今回、策定いたしました田布施町職員のコンプライアンス行動指針に記載しております法令には、条例、規則、その他の規程を含むこととしております。

御質問の内容には、指針には記載をいたしておりませんが、今回の指針や要綱・要領等は当然、遵守するものでございますし、国からの法に基づく通知は、従来どおり従う場合や、参酌として田布施町の独自の判断で決めていくもの、いろいろあるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 引き続き、お答えをいたします。

教育委員会の職員につきましても、町職員と同様、今年3月に策定されたコンプライアンス行動指針を踏まえ、職員の法令等の遵守の徹底を図るとともに、住民サービスの向上、良好な職場環境の確保に努め、住民に信頼される職員を目指してまいります。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 引き続き、第2点目についてお答えをいたします。

オオキンケイギクの駆除についての御質問でございます。

オオキンケイギクは、平成18年に特定外来生物に指定され、栽培や売買等が原則禁止されております。それ以前は、道路工事など緑化資材として使用されていたこともあるため、道路や河川敷など身近なところに生育しており、町内においても、道路そばに点在、または密集しているところがございます。公共施設においても育生が確認された場合、速やかに駆除を行うとともに、今、御提案がございましたが、ちょうど咲いておりますので、町民の皆様方には、ホームページ等を通じて、駆除の協力について呼びかけを行ってまいりたいと思いますが、昨年、既に今年の一斉清掃は終わっておりますので、また、来年に向けての考え方もいろんな審議会等で協議してまいりたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 引き続き、お答えをいたします。

教育委員会管轄の学校や公民館等をはじめとする関係施設内のオオキンケイギクの生育実態につきまして確認いたしましたところ、植栽している施設や箇所はありませんでしたが、議員から御指摘を頂いた町の図書館の敷地周辺に一部自生しているものがありましたが、これにつきましては、すぐに駆除をいたしました。

多くの場合、オオキンケイギクが、特定外来生物に指定されており、栽培や移植等が禁止されていることが十分に理解されておらず、コスモスに似た黄色い鮮やかな花が咲くということから、そのまま放置されているのではないかと考えられます。

教育委員会におきましても、これを機に、改めて学校や社会教育施設等の関係者に対しまして、この植物を確認した際には、繁茂させないよう適切に駆除する必要があることを周知してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 引き続き、第3点目の公共施設に太陽光発電の設置をについてのお尋ねについてお答えいたします。

太陽光発電設備につきましては、御承知のとおり、西田布施公民館とT A I K Oスポーツセンターにこれまで設置をしております。今後につきましては、現在計画をしております、仮称でござい

ますが、田布施中央防災センターに設置する予定としておりますが、設置方法等については、現在いろいろな方法がございますし、提案もされると思いますので、今後、議会とも御相談し、検討してまいりたいと考えております。その他の施設への設置は現在のところ、まだ未定でございます。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 私のほうからは、環境省の再生可能エネルギー等導入推進基金事業、これを活用して、西田布施公民館及びT A I K Oスポーツセンター田布施に設置いたしました太陽光発電と蓄電池設備等に関してお答えをいたします。

まず、設置の状況でございますが、西田布施公民館では平成27年に施工し、翌28年2月から運用を開始しております。また、T A I K Oスポーツセンター田布施につきましては、平成28年度に施工し、翌29年4月から運用しております。どちらの施設にも、出力10キロワットの太陽光パネルと、及び容量が15キロワットアワーの蓄電池、これをそれぞれ1基ずつ設置しております。また、併せてハイブリット街灯も2基ずつ設置いたしました。

次に、費用対効果の面につきましては、なかなかお示しすることが難しいと考えております。その理由といたしましては、設置に活用した当時の環境省の再生可能エネルギー等の導入推進基金事業は、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等において、災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保するために、再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を支援するためのものでありまして、10分の10の補助事業を活用したものであります。

そして、両施設とも災害等の発生時には、電力会社からの電力供給ができなくなった際に、避難施設として必要とされる最低限の機能を維持するための電力を確保するということを主たる目的としておりまして、避難所の開設に合わせて、LED照明やテレビ、パソコン・プリンター等を稼働させることができる設備として設置したものでありまして、日常的に利用しているものではございません。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） では、まず鳥枝教育長に質問します。

学習指導要領の位置づけは、どうなっていますか。また、文科省からは、県を經由していろんな通達や通知が届いていると思います。どのように取り扱っていますか。

○議長（松田規久夫議員） 鳥枝教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 学習指導要領の位置づけについてのお尋ねと、それから、それに関わる通知、通達等の取扱いについてのお尋ねであると思います。

まず、学習指導要領の位置づけですけれども、学習指導要領は、御案内のとおり、学校教育法の規定を受けて、学校教育施行規則のほうに定められておる法律としての性格を有しておるというのが、一般的な解釈になっていると思います。

それに伴って、いろいろなそれを実行するための施策とか、方法とかが通知あるいは通達ということで各学校に知らせることになります。この場合には、学校に関しましては、一応国のほうの通知につきましては、県教委のほうに通知があり、その写しとして市町教育委員会のほうに通知がされ、それをそしゃくしながら、必要なものにつきましては、各学校に田布施町の教育委員会名で、施行するという流れになっているのが一般的です。急に国のほうから直接、通知があるものがありますけれども、一応、それぞれの所管の教育委員会を通じて通知、通達を出しているという形になります。

なお、その場合には、基本的には通知、通達には強制力がなく、そういうことについて相手に内容を知らせる、あるいは、こういう事案が発生しているということをお知らせする、そういうふうなものがあります。ただ、田布施町の教育委員会が学校に通知する場合は、服務とか監督権がありますので、指導、助言をするという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） これは、毎日新聞の今日のところからなんですが、デジタル毎日新聞を見ましたらですね、小学校門警備に未把握６割、国通知徹底されずという大見出しの記事が一面に躍っていました。

大阪池田小事件から２０年を経過し、県庁所在地など７４市・区で調査した数値、遺族らは事件の風化を感じると懸念しているようです。文科省では、教職員らを立たせるように通知しているとのことですが、田布施町では、そういったことを把握しておりますか。

○議長（松田規久夫議員） 教育長。

○教育長（鳥枝 浩二君） 今、御紹介がありました大阪の池田小事件でございますけれども、ちょうど２０年ということで、今日が６月の８日ということで、当時１０時、午前１０時ぐらいに不審者が校内に入って次々に子供と、それから先生を殺傷したという事件だったというふうに認識しております。これ２０年前のことで、当時、私、教壇に立ってございましたけれども、国からの通知、県からの通知、それから市町からの通知が出されました、発出されました。その中には、何をやれということは書いておりませんでしたけれども、もう２０年前の通知文ですから、それがずっと保存されているかどうかというのは、私はちょっと分かりませんが、通知はありませんけれども、このことは、全国的に子供たちの安心、安全をどう守るかということの教訓として、ずっと引き継がれておられるというふうに思います。

山口県でも、その後、事件があった３年後から学校危機管理マニュアルというのを、これ山口県だけではなく、全国的にいろんな不審者対応とかあるいは危機管理対応とか、そういった子供たちの安心、安全をいかに守れるかということについては、一つのこの事件を教訓に、それぞれの学校あるいは自治体がマニュアルとその対応の訓練というものをしていくようになりました。

具体的に申しますと、不審者対応につきましては、今、町内では、例えば、挨拶運動を兼ねて、必ずどの小中学校も朝の登校時には門のほうに立哨するようにしております。ただ、下校時は、一斉の下校とかあるいは集団での下校というときには、門のところに見送り、見守りのために出ますけれども、一斉でないところはちょっと出ないと思います。そういった取組とかあるいは不審者対応の訓練とか、そういったものが教訓として引き継がれ、今、実施されているというふうに認識しております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） 次からは、東町長に質問します。

手元に、平成２６年９月１６日付で「固定資産税の課税事務に対する納税者の信頼確保について」という総務省税務局固定資産税課長から各都道府県総務部長宛てに出し、各市町村自治体へ送付された通知があります。その通知の中身には、納税義務者の認定誤りの例として、相続登記未了の土地家屋を相続人代表個人として課税というのが挙げられています。

今回、判明した課税ミスのことです。職務に忠実で町内にもそのような課税ミスがあるかどうかを調査をした職員は、その結果を上司に進言したら、それを無視して隠蔽しただけでなく、その後、４か月という短期間で他の課へ異動させています。年度末になり、町が何も対応しなかったことから、その職員は、議員等に知らせていますが、それは、情報漏えい、信用失墜行為に当たり、コンプライアンス違反、今回の行動指針にあるコンプライアンス違反になりますか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 範囲もケース・バイ・ケースでございますが、今、おっしゃられたケースについては、該当はしないというふうに思います。該当しないというふうに、今、急に言われましたので、私の中で考えてお答えするんですが、しないと思います。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） では、部下がそういった国からの通知を調査した進言を無視し、隠蔽した上司は、コンプライアンス違反になりませんか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 国からの通知というものは、私も税、あんまり詳しくごさいませんが、あそこで教育長が申しあげました情報の提供とか、そういったものであれば、職務上確認をしてということになるかと思いますが、そういう国からの情報提供であったのではないかなと思います。それが、すなわち、すぐコンプライアンスのほうはこの3月につくりましたものですから、5年も6年も前のことに、どうなのかというのは、私もよく分かりませんが、そういったふうに、今、考えております。

○議長（松田規久夫議員） ちょっと休憩しましょう。

午後2時27分休憩

.....

午後2時28分再開

○議長（松田規久夫議員） 休憩を再開します。國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） ちょっとそれは議長の権限を逸脱しとるんじゃないんですか。じゃあ、続けます。

コンプライアンスは、今回初めて出されたということなのですが、以前ですね、平成30年9月にはハラスメント防止に関する要領が出されています。それを見ますと、厚生労働省が定めたハラスメントの6つの中に、人間関係の切り離しという定義「一人だけ別室に移す」というものがあります。こういった例にあるような職員の異動がなされ、パワーハラ問題として全国的に大きく取り上げられましたが、人事調査特別委員会ではそのことには触れないまま、コンプライアンス行動指針等3つの要綱や指針を策定するようとして解散しました。

その後、町長は、その職員の所属課を変更し独り部屋を解消しましたが、それまで一人だけ別室に移して仕事らしい仕事も与えていなかったことは、パワーハラスメント防止に関する要領に例として示してあるコンプライアンス違反になりませんか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） このことにつきましては、議会で何度も答弁しておりますが、職務を与えていなかったというように私は考えておりません。町史編さんという準備段階の資料として作成の業務として現にごさいましたし、異動の前には、私も職員を呼んで、係長に復帰をして編さん業務に当たってほしいということで、係長として当たってほしいということは本人にも説明をいたしましたし、その辺は十分説明もしてきていたことだというふうに私も思っています。

通常の人事異動ですと、内示資料だけでそのまま発表で終わりでございますが、当該職員については、2日間にわたりまして意向を聞いたり、説明もいたしておりますので、それにつきましては一方的にということではなかったというふうに、私は振り返ってそう思っております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 時間がありませんので。

平成30年度の勤勉手当から算出方法が変更になり、扶養手当を入れないで職員評価の成績率が入るようになったというようです。こういった法的根拠でそれがなされたのですか、それまで、どうしてこうなったんでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） これも以前にお答えをいたしましたけども、制度として扶養手当を入れないという制度でできたものに間違いはございませんが、当初、当分の間は扶養手当を入れてもいいという制度であったように、私は先輩から聞いております。そういったことで、国の制度に対する情報提供等がございまして、町も職員組合等と協議して是正の取り組みを2年程度行ってきて、是正を3年か4年前にしてきたというのが経緯だろうと思います。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） 組合とも合意条項がないといけないというような感じなんですけど、法より合意事項のほうが優先するんでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 裁判官でございませんで分かりませんが、職員組合とは勤務条件に関することは合意をして実施をするというのが、以前からの労働組合との確認事項でございませし、ほかの市町の労働組合もそういうことだろうというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） えっと、いろいろあの質問事項がありますので、今回コンプライアンス指針の策定にどれくらいの労力をつぎ込んだのか、知りませんが。

私がネットで検索しましたらですね、福生市、福生市が、平成２６年１０月に策定したコンプライアンス行動指針がヒットしました。これを見ますと、今回の令和３年３月に田布施町が策定したコンプライアンス行動指針とうり二つです。コピペして、福生市を田布施町に、市民を町民や住民に置換し年月を変えたら、この私でも１０分でできる代物です。

今回、ここを出している一番売りにしている部分は全く同文となっています。こういった行動指針では、信頼される職員を目指してという副題は泣きます。倫理的にどうかと思いますが、町長はどうお考えですか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） コンプライアンスというのは、非常に、直訳しますと限定されるものでございますが、非常に幅の広いマナーとか、サービス向上も含めたものだというふうに考えております。それは、國本議員が御質問にあったとおりでございます。

結局、非常に幅の広いものを職員として守るように、提示をしようということがあれば、やっぱり、先進的な事例というのは参考にさせてもらうのが当然だろうと思ひますし、担当のほうもいろいろ顧問弁護士とか、県のほうにもいろんな研修に行つて、時間はかけてやっておりますので、策定過程については、私、十分知りませんけども、何回かこの辺はどうだろうかというふうな相談は受けて、実施をしておりますので、時間をかけて組織として確認をしてやっていくということでございます。

要は、内容が問題であると思ひます。そこに書いてあります目標６つでございませが、全くこれが入っちゃったらおかしいというものは全くございませし、当然入れるべきものだというふうに私は思つて決裁をして、これで策定してくださいという許可を与えたものでございませ。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） そうすると、今回コピペして作成したことは、福生市には了解を得てのことなんでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、福生市というのは初めて私も聞きましたので全然知りません。私は、この内容について町職員へ研修として使うということで適当だろうということで決裁をしたものでございませ。

○議員（９番 國本 悦郎議員） 私は、これを手に入れています。平成２６年１０月福生市です。

「福生市職員のコンプライアンス行動指針 信頼される職員を目指して」、田布施町も同じように「田布施町職員のコンプライアンス行動指針 信頼される職員を目指して 令和３年３月」、中のこれ目次を見たら、ほぼ同じです。田布施町は、パワハラ問題で全国的にもどうかというクレームがたくさん寄せられました。それに懲りて、今回の行動指針の策定はそれを踏まえたものです。他の自治体の行動指針を田布施町に換えて、コピペして作成したものを広報で公表していますが、こういったことが分かった以上、恥の上塗りの感がいたします。行動指針を変えるつもりはありませんか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） せつかく職員も一生懸命検討と協議しながら策定をしたものでございませ。

研修も既に行っておりまして、これに沿って職員も仕事をしておりますので、現在変えるつもりはございません。内容が正しければいいというふうに考えております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） ちょっと私には信じられません。

次に、あの、えっと、オオキンケイギクのほうに入ります。

交流館では、以前、生花として出荷する人がいて、そういったことがないように、バーコード室に環境省のホームページからその記事を切り取って警告しています。個人の土地のオオキンケイギクにつきましては、できるだけ速やかに駆除できるよう、ホームページなり広報での啓発を重ねてお願いしますが、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 答弁で申し上げたとおりでございます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） 質問３の再質問に移ります。

今、西公民館とＴＡＩＫＯスポーツセンターに太陽光発電と蓄電池を設置していますが、売電はできないようになっていきます。しかし、休日等の余剰電力につきましては逆潮流、いわゆる売電が可能となり、その売電収入は設備の維持管理と更新のために充てることができるとなっております。本町ではそれを行っていますか。

○議長（松田規久夫議員） 増原課長。

○社会教育課長（増原 慎一君） 設置当時にこの２施設につきましては、太陽光設備、蓄電池の容量では多くの余剰電力が見込めないということから、余った電力を非常用のＬＥＤ照明やコンセントなど、通常使うところで有効活用していくというふうに聞いております。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） そうすると、休日等の余剰電力は売電していない、どう、ちょっとすみません。

○議長（松田規久夫議員） 増原課長。

○社会教育課長（増原 慎一君） システム的に自動的にもうなっておりますので、それで調整しているという形で、売電はしていないです。

○議員（９番 國本 悦郎議員） はい、分かりました。すみません。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） 各地区の第１避難所や大規模災害のときには学校も避難所となります。現在、西公民館とＴＡＩＫＯスポーツセンターに設置してありますから、５つの地区別にどこを先に設置するか、優先順位をつけてですね、議会に提示できませんか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど答弁でも申し上げましたように、どういうふうにして設置していくかという計画は、まだ全くつくっておりません。現在、非常用のバッテリーをこのコロナの関係で購入しておりますので、そういった非常用のバッテリー、そして発電機等を利用しながら対応していきたいと思います。今後の計画については、また議会と御相談を申し上げます。

○議長（松田規久夫議員） 國本議員。

○議員（９番 國本 悦郎議員） 一応時間来ましたので、これで私のほうは終わります。

○議長（松田規久夫議員） もう１分ありますが、よろしいですか。

○議員（９番 國本 悦郎議員） ええです。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、國本悦郎議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） ここで暫時休憩します。１０分間の換気、トイレ休憩で、１０分少しない

かも分かりませんが、50分から再開したいと思います。2時50分から再開します。

午後2時40分休憩

.....

午後2時50分再開

○議長（松田規久夫議員） 全員おそろいですから、休憩前に引き続き会議を開きます。伊村渉議員。

○議員（4番 伊村 渉議員） 質問をお願いいたします。答弁は町長でお願いいたします。

私の質問。コロナの問題であります。今回10名の質問者の中で、6名さんがコロナの質問をしておられます。この後に質問される方も書いておられると思うんですが、その中で、まず町内の事業所に昨年同様な支援ができないかということ。現在、コロナウイルスが発生して2年目に突入をしており、町内の商工業者、大なり小なり打撃を受けておられます。中でも、小売、飲食、仕出し、タクシー業などの事業所は非常に厳しい状況に陥っておられます。事業として成り立たない状況も発生をしております。

それで、今回、町内の小売、飲食、仕出し等の調査を商工会さんでお願いをしてもらいました。その中で内容1、コロナ前、その前年度と比べて売上げはどうか。2、町に求めること。調査件数は26事業所で商工会員さんです。売上増が4件、これはコロナが始まって次の年よりも上がったということですね。これが15%。横ばいが7件、これで約27%。売上げが元に戻らない、減りましたというのが15件、58%で、横ばいと売上減が合計で85%に達すると思います。

それで、現在の事業者の声を確認をしましたところ、給付金、補助金があれば非常に助かる、9件さん。消耗品の支給、マスクやアルコール、こういう支給をお願いしたいというのが2件さん。固定費部分の支援、借家や借地で御商売をされている人、これが2件さん。コロナ対策用の補助金で、空気清浄機であるとかエアコンを購入するのに補助金を何とかならないか、1件。固定資産税などの税金面での優遇をお願いしたいというのが、3件。以上が事業者の声として出ております。

それで、一番最初の質問ですが、昨年同様の支援ができないかという。町長にお願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の終息がなかなか見通せない中、従来型よりも感染力が強いとされている変異ウイルスの割合が上昇してきており、依然高止まりの状況が続いております。

山口県においても感染状況はステージ3となりましたが、隣県の福岡や広島に緊急事態宣言が発令されたことを受け、6月20日までの新型コロナ感染拡大防止集中期間とされ、山口県においても不要不急の外出を控え、外出機会の半減の協力が求められたところでございます。こうした状況は刻々と変わってきますが、現在の状況は、小売、飲食にとっては非常に短期間で厳しい状況が切迫してきているというのは、認識をしているところでございます。

御質問の町内の事業所に昨年同様の支援ができないかということでございますが、議員には詳細な聞き取り等を行っていただきまして誠にありがとうございました。行政といたしましても、情報の取得、状況の把握に努めておりますが、参考にさせていただきたいというふうに思います。

御質問のように、特に小売、飲食、サービス業においては深刻な打撃を受けていると思います。昨年度においては、町としてプレミアム付き商品券、飲食店等応援チケット事業や小売り・飲食店・サービス業等経営支援給付金事業、経営継続支援事業など、経済対策に取り組んでまいりました。

今年度は、まず4月に臨時会をお願いいたしまして、まず、全住民に配布します地域応援商品券や子育て世代に配布します子育て応援商品券において、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている地域経済の活性化を図るとともに、家計における生活応援及び地元消費の低迷状況の回復を支援したいと思い、現在、準備を早急に進めております。

今後、議員からお示しのありました現状も十分参考にさせていただき、商工会とも情報共有を進め、さらに町独自の追加の緊急経済対策をできるだけ早く取りまとめたいというふうに考えておりますの

で、議会の皆様方にも御協力をお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（４番 伊村 渉議員） ありがとうございます。今後、町民の皆さん方には、今の商品券であるとか、応援チケットの配布、非常に具体的な内容でうれしく思っております。

ただ、事業所のほうに関しては、例えば、具体的にですね、いつ頃こういうことが支援できるとか、朝の質問で内山議員が言われたように、国の持続化給付金のような、ずばっとくるような対応ができれば、非常にありがたいんじゃないかというふうに、かように思っておりますし、そこらがですね、商業者としての立場と……また、今コロナワクチンをどんどん打っておられます。特に、山口県は一時期は、和歌山県の次に続いて２番目だというふうな情報もされておられましたけど、田布施にしてみれば、４月の答弁であったか、町長が山口県ではコロナワクチンが田布施に入ってくるのが一番遅いというふうな情報を聞いておりましたが、何のことはない、ばんばん田布施はやっちょるぞというふうな雰囲気も見受けられる状況にはあります。

ただ、商業者の立場として見ればですね、非常に、今が一番踏ん張りどころじゃないかと、かように思っておりますし、そこらを具体的にお示しを頂けたらと、かように思います。よろしく願いします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） ありがとうございます。要はスピード感を持って対応するということが１点と、やはり、どれぐらいの規模にするかということ。そして、商品券は８月ぐらいには配布できますので、それと一体となった経済効果が中小のサービス業者、飲食含めて、どのように大規模店舗だけじゃなくて中小にどのように影響が出るのか、その辺も今考えております。予算つくりますにも、半月程度はどうしてもかかります関係で、まずは、今、取りまとめを指示しておりますので、案として取りまとめて補正予算として、できるだけ早く臨時会でもお願いして進めたいというふうに思います。

やり方については、少し、まだ部内の協議を進めておりますので、少しお時間を頂けたらと思いますが、いずれにしても、次の議会となりますと９月になってしまいますので、そういったことでなくて、早めに補正予算をつくって御協議させていただきたいというふうに思います。

○議長（松田規久夫議員） 伊村議員。

○議員（４番 伊村 渉議員） ありがとうございます。ほいじゃ、そういうことでひとつよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、伊村渉議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 次に、神田栄治議員。

○議員（１１番 神田 栄治議員） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

１点目は、防災のための水路、河川等の整備に関する質問でございます。質問形式は一問一答で、答弁者は町長でお願いいたします。

最近の自然災害ですが、従来の想定を超えた豪雨が全国各地で発生しております。いつ田布施町が被災するとも限らず、備えあれば憂いなしの言葉どおり、事前の準備が必要であることは言うまでもありません。田布施川・糸川洪水ハザードマップや土砂災害、津波・高潮ハザードマップには、災害の発生予想地域が色分けして表示してございます。

そこで、最初の質問ですが、洪水ハザードマップに示してある内水常襲地区以外で、準、これは準じたという意味ですが、準常襲地域と言える地区はどこを想定しておられるのでしょうかというのが、１点目でございます。

２点目の質問ですが、災害想定地域内で現在実施中の河川及び水路の整備工事の完成時期をお尋ね

いたします。併せて、整備済みの水路のしゅんせつはどのくらいの頻度で現在実施されているかのお尋ねでございます。

3点目の質問ですが、最近の気象は従来の常識を超えるケースが多く、現在作成しているハザードマップの想定を超える場合が考えられますが、これへの対応はどのように考えておられるでしょうか、お尋ねいたします。

4点目の質問ですが、県が管理します灸川及び新堀川についてでございます。灸川は、河川断面が小さく、危険氾濫水位を超えることがしばしばです。過去、柳井市側へ決壊したこともあり、想定を超える豪雨に見舞われた場合、越流や決壊も想定する必要があります。新堀川も灸川同様、河川面積・河川断面が小さく、豪雨への対応が必要です。両河川は県河川ですが、町として灸川、新堀川の河川整備についてどう考えておられるか、町独自の対策についてお尋ねをいたします。

最後ですが、ちょっとハード整備とは異なりますけど、先ほどお話にもちょっとありました、ひどい降雨時に防災行政無線が聞き取れないという声をよく聞きます。この点について、どう対応されているかをお尋ねいたします。

以上、5点につきましてよろしくお願ひいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の洪水ハザードマップに示してある内水常襲地区以外で、準常襲地域はどこを想定しているかとの御質問でございます。基本的には、内水常襲地区の周辺となります。どうしても低いということで水がたまるということでございますので、高低差、水位の関係からそういうふうを考えております。

なお、内水常襲地区につきましては、これまで一本松、本町、八和田及び灸川排水機場周辺の4か所に設定しておりましたが、今回の改訂見直しで駅裏と土井ノ内、由免の2か所も追加をさせていただいております。

次に、2点目の災害想定地域内で現在整備中の水路、河川改修工事の完成時期はいつか、併せて整備済みの水路のしゅんせつはどのくらいの頻度で実施されているかとの御質問ですが、現在、整備中の水路は本町地区、助政地区、浜城地区でございます。

この中で、本町地区は、本町団地付近を整備中でございまして、引き続き、上流となります西側に向けての整備を計画しておりますが、町道さくら橋道路まで整備するには10年程度予定をいたしております。

次に、助政地区につきましては、調査・設計は終えているものの、今年度より工事に着手する状況でございます。

次に、浜城地区につきましては、数年で整備完了というふうに考えております。

また、しゅんせつについてでございますが、土井の内、八和田地区を中心に現地の状況に応じ、数年に一度しゅんせつを実施させていただいております。

次に、3点目の田布施川・灸川のハザードマップの想定雨量についてでございますが、国が示します想定最大雨量最大規模の降雨を用いた県のシミュレーション図に基づいて、町として今回、洪水ハザードマップを改訂したものでございます。なお、1日の降雨量は、近年の集中豪雨の状況から1日当たり232ミリから532ミリ、倍近く想定がアップされておりますが、重要なことは、適確な気象情報の収集、危険なエリアの事前確認、そして早期の避難であるというふうに考えております。現在は想定を超える雨量というものが発生しても全くおかしいございませんので、あまり532ミリにこだわるといことは適当ではないと思います。

次に4点目の灸川、新堀川の整備についてどのように考えているか、独自の対策はどの御質問でございますが、当河川は町内の東部を流れ、最上流は、大波野地区から田布施川に合流する県管理の河川でございます。特に、灸川は水位が急激に上昇する傾向があり、御質問にもありましたように、過

去に上流の堰堤が破堤した経緯もございます。したがって、県への改修、しゅんせつを毎年強く要望しており、昨日も柳井土木のほうに、強くお願いをしたところでございます。

最後に、防災行政無線が聞き取れない場所への対応についての御質問でございます。防災行政無線は町民の皆様へ情報伝達をするための中心的な役割を担っております。しかし、防音環境が整った住宅で、窓を閉め切った家の中まで音声が届くようにすることや、スピーカーから距離がある住宅まで音声を届かせることは困難であり、また、田布施特有の地形的な事情もございます。また、建物の配置、風雨などの気象条件により音が遮られることなどや、山びこのように音声的反響して音声の聞き取りにくい場合など、様々な要因により防災行政無線で全ての世帯へ情報を伝えるのは限界があると考えております。

町から放送する内容はできるだけ簡潔に聞き取っていただきやすいように工夫して放送しておりますが、聞き取りにくい場合には、放送した内容をもう一度音声で聞くことができるテレホンサービス（５１－４０１１）がございますので、活用を呼びかけているところでございます。

また、田布施メール配信サービスでも、放送した内容や防災・防犯情報、気象情報、町からのお知らせ、イベント情報、子ども子育て応援情報など、希望されるメニューに応じて情報を配信しておりますので、ぜひ御登録いただき御活用いただければと思います。

そして、最近ではテレビで十分細かい情報をひらしてくれますので、テレビのテロップが一番正確で早いかなという実感は持っております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（１１番 神田 栄治議員） ありがとうございます。では、ちょっと再質問をさせていただけたらと思います。

１点目ですが、先ほどお尋ねした水路整備工事の完成時期についてでございます。今、本町地区を流れています１号幹線かと思いますが、さくら橋通り線まで整備するには１０年程度かかることになるという御回答でした。豪雨の頻度が年々増しております。１０年はあまりに長いんじゃないかと思います。もっと完成時期を早めることはできないものなのでしょうか、この点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（松田規久夫議員） 田中建設課長。

○建設課長（田中 和彦君） 当該地区は、本町団地の（ ）取付道路といいますか、なかなか車が入っていける状況ではございません。それで仮設道路とまた借地等が必要になってきますので、大変事業費が１００メートル当たり３０万円、４０万円というようなオーダーになってきます。

また、本町団地のところにつきましては、家とかもあるんで、なかなか進捗しないということではございますが、平成２０年ぐらいから雨水整備始めまして、約１０年、新堀川と中央雨水１号幹線の合流区から、今までやった区分にちょうど１０年かかっております。もうしばらく年間事業費でも約１億円ちょっと、今年で１億２，０００万円ほど使ってますんで、だんだん断面が小さくなってくるんで、安価になってくるんで、御理解賜ればと思っております。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（１１番 神田 栄治議員） 被災せずに済むための努力は最大限する必要があると思います。河川整備への予算の重点配分をよろしく願いいたします。

再質問の２点目でございますが、今、ハザードマップを改訂されたということでございました。この新しく作成されたハザードマップの住民の皆さんへの周知をどのようにお考えなのかお尋ねしたいのと、今お話の中で、今回の改定で駅裏と土井の内、由免地区の２か所が内水常襲地区に追加されたというお話がございました。ホームページ上でもう既に公表されてましたので見たんですが、波野交差点の周辺が特に中心に円を描いてるんですね。この新しく指定された地区の解消についての対応をどのようにお考えなのかお聞かせいただけたらと思います。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） まず、1点目のマップの件でございます。マップの周知につきましては、この6月の広報でホームページに掲載しましたというお知らせをします。そして、既にホームページ、アップしておりますので、すぐにでも確認できます。それでマップの配布につきましては、7月の第2の回覧日に予定をしております。第2でございます。第1は広報とかありますので、第2ということで予定しております。

それと、駅裏とか土井の内、波野交差点付近でございますが、特に波野交差点のところにつきましては、最近あんまり浸水した実績はございませんが、波野交差点の南側、いわゆる下流側、高山石油のほうの側でございますが、そのしゅんせつ等もやっておりますので、それで対応するしかないと思いますし、加えて法寺坊のところに大きい水路があるわけですが、その中に用水が通っておりますんですが、それを撤去しましたので、かなり浸かる率が下がったのではないかと思います、一応常襲地区に上げております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 神田栄治議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。今おっしゃった薬師川から新堀川に落ちるところの上へ上がる分ですね、あれは非常に昔からの懸案事項だったかと記憶しておりますが、ありがとうございます。本当、浸水（ ）ですか、非常に水の流れがよくなったというのを聞きしております。

今、ハザードマップも7月の第2の配布日に配られるということで、ぜひお願いをしたらと思うんですが、この周知のときをお願いしたいことが1点ございます。何かと申しますと、内水常襲地区とか内水による氾濫とかいう、この内水という言葉が町民の皆さんあまり聞き慣れない言葉だと思うんです。ですから、どういう意味なのかというのが、配布文書のどこかにでもコメントとして説明があるといいかなと思ったりいたします。

それから、先ほど、防災行政無線が聞き取れないのは、固定電話で周知を図るという御回答だったんですが、何番にかけたらええんかというのがなかなか、これまた町民の皆さんが、実際に雨が降り出して、おいどっか電話で聞けたよねと、何番じゃったかなということになりかねないと思います。ですから、こういったハザードマップ配られるときに、何番でそのお知らせをしているというあたりも併せて周知をされると、非常に町民の皆さんが、実際に豪雨のあったときに慌てられないんじゃないかと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと、昨日もしていただいたということですが、灸川と新堀川、この河川改修につきましては、引き続きよろしく願いをいたしたいと思います。

最後になりますが、災害に強いまちづくりの推進には、やはりハード整備ファーストだと思います。時間とお金がかかることですので、予算の重点配分を改めてお願いいたしまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

2点目の質問ですが、コロナ禍での小売、飲食、サービス業をはじめとした各事業者への経営支援事業についての質問でございます。答弁者は町長でお願いいたします。

まずもって、ワクチン接種をはじめとしました新型コロナ対策業務、大変お疲れさまでございます。町職員、また医療関係者の皆様の御努力に対して敬意を表します。

先ほどお話も出ていましたが、山口県は人口10万人当たりワクチン接種者数が全国2位とことで、引き続きよろしく願いをいたしたいと存じます。

これから質問に移るところでございますが、もうこれまでに一般質問で3名の議員さんから同様の質問がございました。町長からも、もう本当スピード感を持って取り組まれる、もう補正も待たずにというような御回答も頂いておりますので、私からは1点だけ質問させていただいて、私の一般質問とさせていただきます。

お尋ねしたいことは、この3月から議員になっておりますので、恐らくもう報告等がそれまでに済んでおるんだと思います。昨年、町が実施されました経営継続支援給付金の実績についてお聞きをしたいと思うんですが、よろしく願いいたします。あと、それにどれだけの費用もかかったのかというあたりも併せてお聞きできれば幸せます。よろしく願いいたします。

○議長（松田規久夫議員） 山中経済課長。

○経済課長（山中 浩徳君） それでは、昨年の事業所に向けた給付金の実績でございます。昨年につきましては、5つの経済対策というのをやりましたが、今御質問にありました経営継続支援給付金事業は、対象者とすれば、町内に事業所を有する中小企業法の中小企業者、または町内に住所または事業所を有する個人事業主でございます。法人の方につきましては1件20万円、個人につきましては1件10万円の給付をしました。実績としまして、法人が45件、個人が58件でございました。実績の金額でございますが、法人につきましては900万円、個人につきましては580万円の計1,480万円でございます。これが経営継続支援給付金事業でございます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 神田議員。

○議員（11番 神田 栄治議員） ありがとうございます。基金の取崩しの話も前の議員さんから質問出ておりましたが、ぜひよろしくお願いをいたしたいと思います。

コロナ禍への対応は、国を挙げて取り組んでいる最重要課題と考えます。また、働く場の確保と人口増を重点施策としている田布施町において、現在経営している事業体の経営維持は町の命運にかかる重要事項と考えます。コロナ禍で1件たりとも廃業、倒産がないよう努める必要があると考えます。町からの支援で何とかしのげた、田布施に住んでいてよかったと思っていただけるよう、スピード感を持って事業を進めていただくようお願いいたしまして質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、神田栄治議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 最後になりますが、西本篤史議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） それでは、最後になります。

2問ございます。どちらも一問一答で、町長答弁をお願いいたします。

それでは、質問1番です。炎川洪水対策についてお尋ねいたします。

梅雨時期の大雨には、田布施町炎川警戒水位を超えましたと、テレビのテロップをよく目にいたします。炎川には約400万平米、これは概算ですけれども2キロ平米、2キロ、2キロの400万平米ですね。これで、大体1時間に50ミリ降った場合、ドラム缶で1,000本、これぐらいの雨が炎川に流れ込みます。

2005年には大波野地区の線路より400メートル上流付近で、柳井側の土手が決壊いたしました。それにより、柳井市内に水が行きましてかなり浸水いたしております。

その後、洪水対策として川のしゅんせつ工事を繰り返し行っておりますが、何年かするとまた土砂がたまっております。いわゆる、たちごっこみたいな感じで、掘ってはまたたまるというふうになっております。八和田付近が仮に決壊いたしますと、波野地区、下田布施地区が浸水するのではないのでしょうか。

そこで、炎川周辺、どこかに田布施中学校地下に建設したような緊急用の貯水池、これをまあ建設して、大雨のときにはそこにためて、引いたらポンプアップして、また炎川に戻すと、こういったのをしてはどうかということをお尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

炎川につきましてでございますが、河川管理者の山口県、昨日お会いしましてしゅんせつ等も強く

お願いしたところでございますが、全体の計画もその場で確認をいたしました。現在では、今、御提案の緊急用の貯水池を建設する予定はないとのことでございました。したがって、今後、灸川の改修状況等により、今後、県への要望事項の一つになるのではないかなと思います、やっぱりあの、地下貯水槽というのは、ちょっとやっぱり現場にはそぐわないんじゃないかなと個人的には思います。周辺の田んぼを利用した遊水効果も利用しながら、そういう災害対応をするのが、経費面から見ても可能かなと思いますが、やっぱり地主さんとか周辺の方の御理解を頂けるかどうか、そして、また県がそういう方針を持つかどうかということでございますので、また今後、検討させていただきます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 地下でなくてね、当然あの露天の感じでつくったらどうかという思いですけども、実際、この灸川周辺は春田が多くて、空いた土地というのはたくさんございます。先月、県議のほうにもちょっと相談しましたら、いろんな提案をされたらいいことになるかもしれないという、ちょっとことを頂いておりましたので、今回、質問させていただきました。

続きまして、第2問行きます。

太陽光発電についてお尋ねいたします。

2050年までの脱炭素社会実現に向けて、国は2030年度に太陽光発電容量を現状の約2倍に増やす計画でございます。自治体には、促進地域を設けて太陽光パネルを設置する用地を選定し、周辺住民との協議を円滑に進めるように求めています。

また、学校や庁舎など、公共施設にも太陽光発電の導入を広げる方針でございます。

町は、太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱を制定しており、この整合性を求められております。

それで、まず、庁舎に太陽光パネルを設置可能か。学校、公共施設に設置は可能か、また建築強度はあるのか。太陽光設備にフェンスや標識のない箇所が町内たくさんございますが、こういったチェック体制、またトラブルなどがあった場合、相談窓口は町にあるのか。町の太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱は町民に周知しているか。事業終了後の撤去など要綱に盛り込めるか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、お答えいたします。

再生エネルギー発電設備についてのお尋ねでございます。

先月26日に地球温暖化対策推進法の一部改正法が成立し、自治体における温室効果ガス排出量削減等に関する既存の実行計画を拡充することとされ、市町村においては、その実行計画において再生エネルギー利用促進等の施策及びその実施目標を定めるよう努めることとされました。また、この場合において、地域脱炭素化促進事業の促進に関し、その促進区域及びその地域や環境保全や持続的発展に資する取り組み等も定めるように努めることとされております。

これらのものは、国の基準、または県が促進区域に関する基準を定めた場合にあっては、県の基準に基づいて定められるものでございますので、まだ制度の詳細や県の基準の考え方等も明らかになっておりませんので、具体的な方向性はまだ決まっていないのが現状でございます。

今後、国・県等の情報を収集し、近隣市町とも協議しながら対応してまいります。

これらの情勢を踏まえた上で、公的施設への太陽光パネルの設置についてでございますが、庁舎への太陽光パネルの設置の可否につきましては、設置を検討する際に、太陽光発電設備の規模等を基に、施設が所要の強度を満たしているのかを調査する必要があると思いますが、この本町の場合、ほとんど給水設備、電気設備等の配管が通っておりますので、ほとんどの屋上部分に設置するスペースは、ほとんどないのが現状でございます。

そして、西田布施公民館やT A I K Oスポーツセンターについては、事前に調査を行い工事を実施しており、現在計画中の、仮称でございますが、田布施中央地域防災センターについても設置の方向

で考えております。

次に、事業者等が設置する太陽光発電設備に不備があった場合でございますが、現在のところ、FIT法で対応されるのが筋でございますが、役場においては、町民福祉課の環境係において対応をさせていただいております。

また、町が制定した太陽光発電設備の設置・管理に関する要綱の周知につきましては、令和2年3月に発行した「広報たぶせ」で町民の方にお知らせしましたほかに、町のホームページにおいても見るができるようになっております。

なお、事業終了後の太陽光発電設備撤去につきましては、先ほど申し上げました要綱において、事業者等の責務として、廃棄物処理法、その他関係法令に従い、速やかにかつ適切に処理を行い、設置区域に放置することがないように定めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） まず、庁舎に太陽光パネルを設置可能かということで、この庁舎、見て分かるようにちょっと変わったデザインでございますので、当然つかないと私は思っております。今回の中央防災センターですかね、こちらにつける予定ということなんですけども、大体何キロワットを予定されておりますか。また、強度ですよ、いろんな造り方があると思うんですけども、今回、これから造ると思うんですけども、H鋼方式また計量方式、その場合、強度的にはどちらももつんでしょうか、その辺をお願いします。

○議長（松田規久夫議員） 副町長。

○副町長（川添 俊樹君） 屋根については、当然乗れるような強度で設計をしてやっていくということで、今、基本計画をつくっております。実施計画として細かい数値等が出てくるとは思いますけど。

それと、太陽光について、やり方がいろいろありまして、中電とかN T Tとか、場所を提供すればつけてもらえるというような制度もあって、それから、補助を使えば2分の1の補助で使える制度もあって、今回の緊防災を使えば70%というような、いろんなやり方によって皆異なってきますんで、金額も全然変わってきますんで、今、どの方式を採用するかというのはまだ決めていません。

だから、屋根自体がそういう強度に耐えられる設計をもって、一番それに合う経費的にもやり方も一番ベストな方法を選んでやっていこうかなという方向で、今、検討させてもらってますんで、金額等はちょっと参考に今のところならないということになっています。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 続きまして、学校ですよ。今の既設の学校、この屋上に太陽光パネルをつけると。他市では、学校の校舎の屋上に太陽光パネルを設置しておる例もございます。田布施町も小学校4校、中学校1校ございますけども、仮につけるとなった場合、校舎の強度、その辺は設置可能なんでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 設置に関することでございますが、私のほうから。

小学校は、御承知のようにかなり城南小、東小含めて老朽化をいたしております。そもそも強度があるとはあまり思っておりませんが、施設自体の長寿命化から考えますと、やっぱり屋根の上に乗せるというのはあまり適当ではないのかなと。広い用地がそばにありますので、そういったところで。都会であれば屋根の上というのも当然考えたらいいと思います。メンテナンス、防水とかそういったものも、やっぱり10年、20年単位でやっていきますので、そういったときのことを考えますと、あまり屋根の上に乗せるというのは、適当な施設があまりないというのが実感でございます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 確かに学校も校舎もかなり古いですからね。太陽光が20年もって校舎が20年もつかちゅうのも、ちょっと疑問なところもございます。

続きまして、太陽光設備のフェンスや標識のない箇所があるということで、先ほど答弁ございましたけど、実際、田布施町ぐるっと回って、結構フェンスのないとこ、また標識のないとこ、または管理されていないとこ、結構見受けられます。

この辺をですね、パトロールというか、やっぱり町のほうもある程度管理してから、どこに何があるという、ちょっとデータベース的なものは必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員御指摘のように、やはりそういったものを調べるという必要もあるかと思います。一応ちょっと係とも相談したんですが、所管長のほうからデータのほうを入手した上で、ちょっと内容のほうを精査、確認をしてみたいと考えております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） データベースできたら、ちょっとぜひ見たいと思いますので、よろしく願いいたします。

こういった近隣住民の人がフェンスがないから危ないとか、あと音がうるさいとか、こういった苦情ですよね。町民福祉課の環境係において窓口があるということなんですけども、実際、資源エネルギー庁のホームページ、この中にも不適切案件に関する情報提供というのがありまして、ここで写真を送ったり、住所とかどういった内容かというのをホームページで送れば、対応してくれるんですけども、これを町民福祉課のほうで、例えば苦情に行ったら、そちらのほうでこの対応を実際やってもらえるかどうかですね。一度、ちょっと私も苦情を受けて町の窓口に行ったら、電話番号教えるからそっちで調べてくれちゃうことを言われましたのでね、そういった対応というのはちょっとおかしいと思うんですよ。窓口に来られたら町のほうで対応できる、そういった対応はできますか。

○議長（松田規久夫議員） 坂本課長。

○町民福祉課長（坂本 哲夫君） 議員御指摘のとおりだと思います。

そういった形で町民福祉課環境係のほうに相談が来た場合には、まず、現地を確認した上で対応したいと思います。ただ一点、どうしても要綱が設置された後、される前でちょっと対応のほうとしては多少変わってくる部分があって、要綱が設置された後については大体全部書類等がこちらにも出されていて、逆にそういったものに適合されていないような運営をしているのであれば、それは届け出た内容と違うということに基づいて業者に指導もできるし、それで、なおかつ改善が見られないのであれば、それを根拠にして国のほうに、ちょっと届け出た内容と違った運用をしているということで、国のほうに言うということもできようかと思います。

ただ、それ以前に設営されたものについては、やはり要綱をそこまで遡って適用するということが難しいだろうと思われますので、一般的にこういった設備の不備によって住民の方に迷惑がかかっているということで、その業者を探した上で一般的な要請・指導をしていくということになろうかと思います。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 問題はそこなんですよね。以前に要綱の制定される前につくった古い設備ですね、これが管理されていない。だから、そこを何とかしなければならぬということなんですよね。だから、そこをパトロールというか、町のほうでチェックして、それで対応すると。

住人が言われる前より、先に町のほうでいろいろ見られて、どこに何があるというのをチェックして指導すると、そのほうが私はベターとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 太陽光につきましては認可権限、そういった監督権が国でございます。中国の広島ですか、そちらのほうで全部取扱いをしております。私も電話したことがあるんですけども、大変冷たい対応でございまして、あれらと思いましたが、そういったこともあって田布施町では、この辺ではあまりありませんけども、現代でも1つか2つしかつくってはないと思うんですが、そう

いったトラブルが予測できましたので、F I T法という国の法律に基づいて、町として要綱をつくりますよということで指導いたしております。

根拠が国の権限があるものを、町がなかなか国の事務として下りてきていけばいいんですが、全く下りてきていないという、権限も何もないという状況でございますので、そのF I T法に基づいて要綱に権限を持って指導していると。ですから、そのF I T法も何回も改正がされてきましたので、太陽光発電の設置によっては、看板つけんでもええよと、小規模のものはフェンスも要らんよといった時期も確かにあったように思います。それで苦情が出てきて、もう全部つけなさいと、後出しで国がその法律改正してきましたので、その許可を受けられたときの年数でいろいろ指導できる条件も変わってきますので、町の立場としては、今、要綱がありますので、新たに設置されると同じ気持ちで指導はいたしますが、その辺の業者側の受け取り方が、何を言っているんだというような業者もないことはないの、町としては、そういう要綱に基づいて指導をさせていただきますということが前提でございますので、設置時期にかかわらずそういった苦情があれば、一応、環境係としてお受けをして対応をさせていただくということでやっております。

以上でございます。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 確かに電話したら冷たいんですね。「はい、分かりました」と言いながら、全然何年たってもフェンスがついていない、こういう状況になっております。そこを町のほうでは、ぜひとも指導のほうをしていただきたいと思います。

事業終了後の撤去ということなんですけども、ちょっと神戸市に、既存条例を改正し、事業面積が5万平方メートル以上の場合、事業費の5%相当額を廃棄費用として金融機関に事前に積み立てるよう、昨年10月から義務づけましたと。別の用途で積立金を引き出すことができないよう、市と事業者が契約を結ぶと。きっかけは、市内で100万平方メートル超えの大規模太陽光発電、メガソーラーなんですけども、こういった計画が浮上したときに事前に安全に確保したいということで、同事業者と協定を結び、廃棄費用として実際に5億円を積み立ててもらった。この手法を条例改正につなげたということで、条例にこういった事前に廃棄費用、これを盛り込んだとこういった事例がございます。

田布施も要綱できておりますので、こういった大規模太陽光発電、これをつくる際に、先に廃棄費用、これを要綱に盛り込むと。小さい、10キロワット以上の産業用太陽光、これも20年後には不法投棄じゃないけども、なる可能性はございます。そこを、これからこういった廃棄費用、これも要綱に盛り込んではどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 今、申されましたメガソーラーにつきましては、山口県が条例に基づいて管理いたしておりますので、大きなものについては県ということになります。

もう一つ、そういった規制ができるのが環境景観条例ですか、そういったものに基づいて根拠をつけて、設置の規制を国以外ができるというのは可能性がございますので、神戸のほうがどういう地区、例えば、萩とか京都とかいうところは景観を大事にしましょうということで、もう太陽パネルはこの地域はいけませんというふうに指定しているところもございます。そこまで、今の田布施町のほうもこれから進めますけども、そういった条例を県内でつくられておりますが、太陽光まで踏み込んだところはまだ聞いておりませんので、なかなか大きなものについては県でやっていただき、小さなものについては将来問題が出てくると思いますので、景観条例なり、その他の制度で根拠を持って指導なりができればという考え方は持っております。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 今、景観条例というのが出たんですけども、建設課のほうで景観条例つくるように予定なっていましたけども、何か延び延びでなかなかできないようなんですが、いつ頃できます。

○議長（松田規久夫議員） 田中課長。

○建設課長（田中 和彦君） 景観条例につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、萩市さんとか柳井市さんとはちょっと状況が違いますので、ちょっと時間をおいて調査、研究ということで考えております。

以上です。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） あと、麻郷へ行くと農地にかなり太陽光発電できております。麻郷は3種農地ということで比較的にしやすい土地柄だと思っておりますけども、国が今後、いろんなところを太陽光発電、再生エネルギーですか、これを進めていくときに、町内1種農地はちょっと無理だと思いますけども、2種農地、あと耕作放棄地、こういったところを太陽光に業者がつけらせてくれた場合、つくってくれと言われた場合、その辺は、町としてはどういうお考えでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） 東町長。

○町長（東 浩二君） 先ほど答弁の最初に申し上げましたが、制度なり法律のほうで、そういった推進区域なりを指定して国、県で推進しようということが明らかになりましたら、町としても設定ができると思いますが、まだそこまで至っておりませんので、町としたら、気持ちからするとあまり住民の方は近くにつくってほしくないなという方がほとんどだろうと思いますので。しかし、耕作放棄で、もう草も生え放題で迷惑かけるからという方の御意向なり国の施策なり、十分勘案して決めたいと思いますが、ちょっと現時点では、麻郷とか東田布施とか城南とか地区を指定して推進しようというような案は、現在は全く持っておりません。

○議長（松田規久夫議員） 西本議員。

○議員（7番 西本 篤史議員） 大体、これからの太陽光発電は分かりましたけども、一番の問題は10年、20年後の産業廃棄物なんですよ。これから、太陽光発電が壊れてそのまま業者が放っていくと、そういったときにどう対応するか、これが一番大事なことだと思います。神戸市みたいに撤去費用、最初からもらっておけば、町のほうで撤去できるとか、その辺もちょっと要綱なり条例なり、町のほうでちょっと策定して、これから対応していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（松田規久夫議員） 西本篤史議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

.....

○議長（松田規久夫議員） 休憩します。

初日、残っているのが日程5から日程10まで、約1時間あれば終わると考えられますので、休憩時間10分間取りまして4時再開します。

午後3時50分休憩

.....

午後4時00分再開

○議長（松田規久夫議員） 全員おそろいですから、休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第5. 議案第29号

日程第6. 議案第30号

日程第7. 議案第31号

日程第8. 議案第32号

日程第9. 議案第33号

日程第10. 議案第34号

○議長（松田規久夫議員） 日程第5、議案第29号令和3年度田布施町一般会計補正予算（第2号）

議定についてから、日程第 10、議案第 34 号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてまで、6 件を一括議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日提出いたしました 6 議案の概要について、御説明を申し上げます。

議案第 29 号は、田布施町一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

主な補正内容は、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯を支援する子育て世帯生活支援特別給付金事業及び学校施設の防災機能を高める中学校体育館の照明設備等の耐震化を図る中学校非構造部材耐震補強事業の計上でございます。

まず、歳入については、国庫支出金が、子育て世帯生活支援特別給付金事業、中学校非構造部材耐震補強事業の計上などにより、増額補正でございます。

町債は、中学校非構造部材耐震化事業に伴い、増額の補正でございます。

次に、歳出でございますが、総務費は、税や保険料など各金融機関に支払う窓口収納の納付書取扱手数料について、当初予算で各費目ごとに計上しておりましたが、このたび、会計管理費に組み替え、一括計上するもので、併せて、各金融機関との契約により、手数料を 1 件「10 円」から「5 円」に減額するものでございます。

民生費は、独り親世帯以外の町民税非課税である低所得の子育て世帯に対して、児童 1 人当たり 5 万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金事業などにより、増額補正でございます。

教育費は、中学校非構造部材耐震補強事業の計上などにより、増額補正でございます。この耐震補強事業は、中学校の屋内運動場の照明器具及びバスケットゴール等の耐震補強を行うものでございます。なお、この工事によりまして学校設備については、全て耐震補強済みということになることでございます。また、そのほかに ICT 支援員委託料から会計年度任用職員人件費へ組替えを計上しております。

以上により、歳入歳出それぞれ 3,130 万 6,000 円を増額補正し、予算総額を 63 億 8,522 万 9,000 円とするものでございます。

次に、議案第 30 号は、田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 31 号は、田布施町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 32 号は、田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

補正の内容は、それぞれ保険料の納付書取扱手数料を一般会計の会計管理費に組み替えるものでございます。

次に、議案第 33 号は、田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和 3 年 9 月 1 日に施行されることにより、田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の条文の中で引用している法令の規定が改正されることに伴い、当該条文の文言の整理を行うものでございます。

議案第 34 号は、田布施町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例でございます。

本議案は、議案第 33 号と同じく、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることにより、これまで田布施町使用料及び手数料条例の規定に基づき徴収していた個人番号カードの再交付手数料を、地方公共団体情報システム機構からの徴収事務の受託により徴収することとされることに伴い、本条例中の関係規定を削除するものでございます。

以上、本日御提案申し上げました議案 6 件について、その概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、御質問に応じ、私及び関係参から説明いたしますので、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松田規久夫議員） これで、提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。議案第２９号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。
議案第３０号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。
議案第３１号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。
議案第３２号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。
議案第３３号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。
議案第３４号、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第２９号から議案第３４号までの６件は、会議規則第３９条第１項の規定により、お手元に配付の議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（松田規久夫議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日は、これで散会します。

（ベル）
午後４時０８分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 國本 悦郎

署名議員 高月 義夫

令和３年 第４回（定例）田 布 施 町 議 会 会 議 録（第２日）

令和３年６月１６日（水曜日）

議事日程（第２号）

令和３年６月１６日 午前９時００分開会

- 日程第１ 会議録署名議員の指名
- 日程第２ 議案第２９号
令和３年度田布施町一般会計補正予算（第２号）議定について
(委員長報告)
- 日程第３ 議案第３０号
令和３年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定について
(委員長報告)
- 日程第４ 議案第３１号
令和３年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定について
(委員長報告)
- 日程第５ 議案第３２号
令和３年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）議定について
(委員長報告)
- 日程第６ 議案第３３号
田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正について
(委員長報告)
- 日程第７ 議案第３４号
田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について (委員長報告)
- 日程第８ 議案第３５号
固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第９ 議案第３６号
財産の取得について
- 日程第１０ 閉会中の継続調査（特定事件）について

本日の会議に付した事件

- 日程第１ 会議録署名議員の指名
- 日程第２ 議案第２９号
令和３年度田布施町一般会計補正予算（第２号）議定について
(委員長報告)
- 日程第３ 議案第３０号
令和３年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）議定について
(委員長報告)
- 日程第４ 議案第３１号
令和３年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第１号）議定について

(委員長報告)

日程第 5 議案第 3 2 号

令和 3 年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）議定について
(委員長報告)

日程第 6 議案第 3 3 号

田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正について
(委員長報告)

日程第 7 議案第 3 4 号

田布施町使用料及び手数料条例の一部改正について (委員長報告)

日程第 8 議案第 3 5 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 9 議案第 3 6 号

財産の取得について

日程第 1 0 閉会中の継続調査（特定事件）について

出席議員（12名）

1 番	南	一成議員	2 番	内山	昌晃議員
3 番	河内	賀寿議員	4 番	伊村	渉議員
5 番	落合	祥二議員	6 番	谷村	善彦議員
7 番	西本	篤史議員	8 番	瀬石	公夫議員
9 番	國本	悦郎議員	1 0 番	高月	義夫議員
1 1 番	神田	栄治議員	1 2 番	松田規久夫議員	

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	森本 充君	書記	外山 紬君
------	-------	----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	東 浩二君	副 町 長	川添 俊樹君
教 育 長	鳥枝 浩二君	総 務 課 長	山田 浩君
企画財政課長	森 清君	税 務 課 長	藤本 直樹君
経 済 課 長	山中 浩徳君	建 設 課 長	田中 和彦君
町民福祉課長	坂本 哲夫君	健康保険課長	吉村 明夫君
会 計 室 長	江良 和美君	学校教育課長	長合 保典君
社会教育課長	増原 慎一君	建 設 課 技 幹	吉藤 功治君
健康保険課主幹	山本むつみ君	学校管理係長	本城 嘉也君
建 設 課 主 事	高橋 弘樹君		

午前9時00分開議

(ベル)

- 議長（松田規久夫議員） これから本日の会議を開きます。コロナウイルス感染防止のため、およそ1時間をサイクルとして休憩・換気を行いますので、御理解のほどよろしくお願いします。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（松田規久夫議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、南一成議員、神田栄治議員を指名します。

日程第2. 議案第29号

日程第3. 議案第30号

日程第4. 議案第31号

日程第5. 議案第32号

日程第6. 議案第33号

日程第7. 議案第34号

- 議長（松田規久夫議員） 日程第2、議案第29号令和3年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についてから、日程第7、議案第34号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてまで、6件を一括議題とします。

まず、委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。西本総務文教委員長。

- 総務文教委員長（西本 篤史議員） それでは、総務文教委員会の報告を申し上げます。

去る6月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第29号と議案第33号の議案2件について、6月14日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案2件につきましては、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告のとおり、議案第29号と33号の2件につきましては、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

- 議長（松田規久夫議員） 神田経済厚生委員長。

- 経済厚生委員長（神田 栄治議員） 経済厚生委員会の報告を申し上げます。

去る6月8日の本会議において、当委員会に付託されました議案第29号から第32号及び議案第34号について、6月10日に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

議案5件につきましては、執行部に説明を求め、質疑・採決の結果、お手元に配付の審査報告書のとおり、議案第29号、30号、31号、32号、34号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告とします。

○議長（松田規久夫議員） これから、各委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、6件を一括して行います。議案第29号から議案第34号まで、討論はありませんか。國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 討論に入る前に、ちょっと質問をしたい、執行部のほうへ質問をしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（松田規久夫議員） いいえ、私が求めたのは討論ですから。質疑は先ほど打ち切りしましたから。

○議員（9番 國本 悦郎議員） それは、委員長報告に対する質疑じゃないですか。

○議長（松田規久夫議員） そうです。その中で言うてもらえばいいじゃないですか。

○議員（9番 國本 悦郎議員） それなら、一応質問も含めて……。

○議長（松田規久夫議員） 打ち切りしましたので、ちょっと休憩します。

午前9時06分休憩

午前9時07分再開

○議長（松田規久夫議員） それでは、休憩を解きまして、議案第幾つの賛成討論、反対討論というのを明確にして発言を許します。國本議員。

○議員（9番 國本 悦郎議員） 補正予算に反対する立場で、ちょっと討論に参加したいと思います。

○議長（松田規久夫議員） ちょっと休憩します。

午前9時08分休憩

午前9時09分再開

○議長（松田規久夫議員） それでは、休憩を解きます。

反対討論なしということで。反対討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号令和3年度田布施町一般会計補正予算（第2号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和3年度田布施町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号令和3年度田布施町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号令和3年度田布施町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号田布施町個人番号及び特定個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号田布施町使用料及び手数料条例の一部改正についてを採決します。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第35号

○議長（松田規久夫議員） 日程第8、議案第35号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） それでは、本日御提案申し上げました議案第35号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第35号は、田布施町固定資産評価審査委員会委員の林健治氏の任期が本年6月末をもって満了することに伴い、後任として不動産鑑定士の岡村誠士氏を委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

固定資産の評価に関しましては、専門的な知識が年々求められるようになってきたことから、今回委員のお1人に不動産鑑定士を選任いたしたく、公益社団法人山口県不動産鑑定士協会に委員の推薦をお願いしておりましたところ、現在岩国市で不動産鑑定事務所を開業されている岡村誠士氏の御推薦をいただいたところでございます。

岡村さんは、40年余りの長きにわたり、固定資産評価に係る経験を積んでおられ、また10年間は民事調停委員等も務められているなど、人格、識見にも優れ、委員として適任と考え、提案するものでございます。

よろしく御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げまして提案理由といたします。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第35号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9. 議案第 3 6 号

○議長（松田規久夫議員） 次に、日程第 9、議案第 3 6 号財産の取得についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

提案理由の説明を求めます。東町長。

○町長（東 浩二君） 引き続きまして、議案第 3 6 号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第 3 6 号は、消防車であります小型動力ポンプ積載車を購入することにつきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する物件は、麻郷地域を管轄する第 3 分団 1 班の小型動力ポンプ積載車が老朽化したことに伴い、買い替えを行うものでございます。

取得の方法、金額、相手方につきましては、光地区消防組合の条件付一般競争入札に昨年度参加されております 4 業者による見積り入札を行い、株式会社クマヒラセキュリティ徳山営業所と 7 3 9 万 2, 0 0 0 円で契約を締結しようとするものでございます。

詳細につきましては、私及び関係参与から御説明いたしますので、よろしく御審議を賜り議決いただきますようお願い申し上げまして提案理由といたします。

○議長（松田規久夫議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。議案第 3 6 号、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 3 5 号及び議案第 3 6 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 5 号及び第 3 6 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、2 件を一括して行います。議案第 3 5 号及び議案第 3 6 号の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 3 5 号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。本件は、原案のとおり決定することに同意の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第 3 5 号は、原案のとおり同意されました。

これから議案第 3 6 号財産の取得についてを採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田規久夫議員） 起立全員です。したがって、議案第 3 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 0. 閉会中の継続調査（特定事件）について

○議長（松田規久夫議員） 日程第 1 0、閉会中の継続調査（特定事件）について、議題とします。

議会広報委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり特定

事件の調査事項について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田規久夫議員） 異議なしと認めます。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（松田規久夫議員） これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和３年第４回田布施町議会定例会を閉会します。

（ベル）

午前９時１９分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松田規久夫

署名議員 南 一成

署名議員 神田 栄治